

英国における「中小企業政策」と 「新規開業促進政策」(1)

——Enterprise Allowance Scheme を中心に——

三 井 逸 友

〔目 次〕

はじめに

第1章 英国の中小企業政策展開過程

第2章 新規開業への経営指導

第3章 開業への「建物政策」(以上本号)

第4章 雇用確保と新規開業施策 (以下次号)

第5章 「新規開業」等自営業・小企業者の実態

第6章 結び——英国中小企業政策の理念と曲折

はじめに

今日の世界各国では、「中小企業政策」が大きな焦点となりつつある⁽¹⁾。こうした事実そのものを議論することは当然ながら重要な事であるが、「政策」一般を論じる方法はここでの課題ではない。とりわけ、「中小企業政策」の及ぶ範囲も広いものであり、これに関わる政策理念・方法についても、各国それぞれの「問題」の所在、社会的背景、制度等を反映して、さまざまである。これらを総括的に論ずるということは、決して容易ではない。

ここでとられる方法は、「政策」機能の展開過程を示すとともに、現実制度の機能と「実態」的な認識との関連を通じ、「政策」の本質を解明するべ

く「比較論」的研究への糸口を確保していこうとするものである。もちろん、「実態」的な研究をとりわけ自国以外で行うことには多大の制約・困難があり、むしろそれらの諸国の政府機関、研究機関、研究者等の行ってきた「実態研究」に依る事の方が、はるかに包括的でかつ精度の高い情報を利用できることが多いであろう。しかし、そうした場合には逆に、これらの「実態研究」の直接の目的や、研究手法等からの制約を免れることはできず、ともすれば「資料への埋没」や「我田引水」的議論に陥る危険性もつきまといえないとは言い兼ねる。それ故、「比較」の視点を意識しながら、共通した視角と方法をもって図られた研究の方が、「差異」と「共通性」をより明確に示すことになるとも言えよう。

とりわけ、「中小企業政策」の機能とその実態とを通じ、「中小企業問題」の所在、さらにはそこに反映される「経済構造」なり「経済的諸関係」・「階級構造」なりの特性・展開を比較しようとするならば、こうした方法は相当に有効かつ必要なものとなるのではなからうか。なぜならば、われわれは「中小企業」という、かなり厄介かつ異質性の強い存在を通じて、「現実」を認識せねばならないのであり、その場合、部分的な「事実」や好都合な「研究成果」なり「主張」なりを「引用」することで、著しく歪んだ「結論」を導いてしまう恐れが相対的に高いからである。

事実敢えて言うならば、過去における「比較論」的議論に相当の無理があったことは、今日次第に明らかになりつつあるのではないか。例えば、「中小企業論」の先駆者である山中篤太郎教授の業績といえども、英国等の西欧「先進国」をモデルとし、これとの対比で日本資本主義の「特殊性」を語ってきたことは否定できない。こうした議論が今日から見ると著しく制約されており、戦後高度成長期以降の日本資本主義の「発展」やそのもとの中小企業「問題」の変化、中小企業経営の「高度化」を説明し得ないものであったことは明らかになりつつある⁽²⁾。その「限界」は、山中教授に於いてさえも、「一般的に中小工業問題の形成は先進資本主義國たる英國では手工業家内工業として意識され終ったのに對し後進資本主義國民經濟に於いてこれ

英国における「中小企業政策」と「新規開業促進政策」(1) (三井)

が見られる関係が指摘しうる」⁽³⁾と書いている点にも示されよう。

いずれにせよ、個々の研究によって「比較」研究を総合的に図るということも決して容易なことではなく、上にあげたような制約を免れることは難しい。それは承知の上で、あくまで一つの「試み」ないし「パイロット研究」となることを前提として実施したものが、以下の議論と『実態調査』結果である。従ってその結果については、調査手法上の制約を明らかにし、かつまた今後広範に進めらるべき「課題」を示すことを前提とせねばならない。

この調査研究は、筆者が駒澤大学公費在外研究員として、英国ロンドン大学経済学・政治学校 (LSE) 及びケンブリッジ大学応用経済学部 (DAE) に86年4月より87年9月まで滞在した間に実施したものに基づく⁽⁴⁾。

(注)

- (1) こうした点については、拙稿「中小企業概念」車戸實編『中小企業論』八千代出版、86年、第1章、同「世界的な中小企業新時代」巽・佐藤編『新中小企業論を学ぶ』有斐閣、88年、第1章、各参照。
- (2) 今日における「中小企業論」ないし「中小企業問題論」の課題・方法については別稿を用意したいが、取り敢えずは上記拙稿、ならびに、拙稿「今日の『下請』論の到達点と課題」『商工金融』第36巻4号、86年、同「零細企業」瀧澤菊太郎・中小企業事業団中小企業研究所編『日本の中小企業研究 第1巻〈成果と課題〉』有斐閣、85年、所収、同「中堅企業、ベンチャー・ビジネス」同上、所収、同「コメント8」土屋守章・三輪芳朗編『日本の中小企業』東京大学出版会、89年、所収、各参照。
- (3) 山中篤太郎『中小工業の本質と展開』有斐閣、48年、62頁。
- (4) これらの調査を実施するについては、下記の諸機関の協力を得た。記して感謝の意を表したい。

Department of Employment,
Manpower Service Commission,
Essex Business Centre,
Berkshire Enterprise Agency,
Greater London Enterprise Board,
London Strategic Policy Unit,
Project Fullemploy,

また、本稿は、中小企業事業団中小企業研究所編『中小企業の国際比較研究・EC政策編（イギリス編）』（同研究所88年度研究，分担者太田進一，浜田康行，三井逸友，渡辺幸男）における共同研究の成果も利用している。

第1章 英国の中小企業政策展開過程

(1) 15年を経た「ボルトン委員会報告」の意義

1971年に出された政府諮問委員会報告である「ボルトン（Bolton）委員会報告書」⁽⁵⁾から既に15年以上を経過した今日，このレポートを機に英国の「中小企業政策」が大きな変化を示してきたことは誰の目にも否定できない。一口に言うならば，この報告以前においては，英国での目的意識的・体系的な中小企業政策というものは存在しなかったのであり，そもそも「中小企業」という存在を経済政策の上で意識すること自体が希であったのである。

ボルトン委員会報告から10年の後に，英国の研究書はこう書いている。「英国の中小企業の役割を考える上で，この報告の持った影響力は計り知れないものがある。……その指摘や勧告はあらゆる調査研究や政策決定の実質的な基礎となった。」ボルトン報告以前には，中小企業研究はアメリカの文献によるものがほとんどであったが，「それらは英国では特に重視されてはいなかった。中小企業自体への関心は限られていたのである。大きいことが依然美徳とされ，成長こそが拡大する規模の経済性の成果への鍵と見なされていたのである。」⁽⁶⁾

ボルトン報告から以後の15年間には数々の新しい施策が打ち出されてきた。それらの構成や特徴はともあれ，そもそもなぜ英国においてはそれまで中小企業政策がかくも軽視され，経済運営や政策をめぐる議論の中に現れなかったのであろうか。こうした傾向は先進資本主義国の中にあってもかなり特異である。よく知られているように，米国においてはSBA 中小企業庁を中心として幅広く中小企業政策が展開されてきている。また，フランスや西独な

英国における「中小企業政策」と「新規開業促進政策」(1) (三井)

どの欧州諸国でも、歴史の長い「手工業政策」などの伝統がある⁽⁷⁾。しかし最も早く産業革命を実行した英国においては、こうした動きを自国の実情の中で検討する機運すら乏しかったのである。

今日では一転して、あらゆる機会でさまざまな立場からの「中小企業論議」が非常に活発であり、中小企業を英国経済の救世主とみるかのような見解も決して希ではない。しかも尚、日本や米国におけるような「中小企業基本法」といったものは制定されることがなく、中小企業についての制度的定義さえ現在も一本化されていない⁽⁸⁾。

本章では、こうした事態の意味とその背景、そして英国経済の局面変化の中で、中小企業とこれに対する政策が逆に今日非常な注目を集めるに至った経緯というものの示すところを、実際の施策展開の各段階を示しながら、これに関する諸議論を含めて明らかにしたい。

(2) 英国中小企業政策の展開

① 第一期；中小企業の衰退と無策の時代（～1960年）

戦後の英国の経済政策・産業政策を特徴づけるものは、戦争による破壊と膨大な対外債務、植民地喪失からきた生産水準ならびに国際競争力の低下、国際収支の悪化とインフレの高進という経済困難打開のための、「経済の国家管理」の強化であった。英国においては既に戦間期より、炭鉱業などの斜陽化する基幹産業の産業合理化と再建のための国有化政策がとられてきた。これが戦後においては、電力・ガスなどのエネルギー、鉄鋼などの基礎資材、交通運輸、イングランド銀行などの多くの産業分野に広げられた⁽⁹⁾。

著しい公債依存による投資資金調達や綱渡り的な国際収支と金利政策運営にもかかわらず、経済政策自体は、1950年代から60年代初めにかけての経済成長の回復と「完全雇用」の達成という成果をあげ得たように思われた。中でもこの間著しかったのは、産業集中の急進行である。裏返せば、国有化を軸として諸企業の合同・再編を図ることが、規模の経済性を高め、投資効率

をフルに発揮させるものであるとみられた。

産業集中の進行に関する Prais の研究によれば、英国の製造業上位100社が純産出額に占める割合は、1949年の22%から63年の37%、さらに68年の41%にまで高まっている。しかも、この間上位事業所当りのシェアはそれほど増えず、その雇用規模はむしろ減少している⁽¹⁰⁾。つまり、それだけ企業合同や再編成、工場等の整理、企業全体としての人員削減が進んだということなのである。

このような生産の上位集中の一方では、中小企業の数・比重ともに低下が進んだ。ポルトン委員会報告でも、1948年に10万3千を数えた中小製造事業所数は63年には8万2千にまで減り、またその純生産高のうちのシェアは37%から27%にまで下がったと指摘している。小売業や卸売業、建設業でも同じような事態が進んできている。また Prais によれば、英国全体で1930年には93,000を数えていた従業員10人以下の製造事業所数は、68年には35,000と、1/3に減少してしまっている。

こうした事態にもかかわらず、中小企業の存在やこれに対する政策はほとんど意識されることがなかった。社会の関心は労使関係の行く末や「福祉国家」体制の建設の方にあり、政府の政策をめぐる論議の焦点は金融政策や国有企業の運営に向けられていた。

そうした中で、中小企業の存在が直接にかかわってきた分野は、金融制度の中での「格差」問題と、低開発地域・衰退地域の振興問題であったと言える。

英国の金融制度をめぐるっては、50年来に及んで、国内産業資本に冷淡な金融界の姿勢とともに、金融構造の中の「格差」の問題が繰り返し取り上げられてきた。その端緒となっているのが、1931年の「マクミラン委員会報告」における「マクミランギャップ」の存在の指摘である。中小企業が一般の資本市場で長期資金を調達するのは非常に困難であり、独自の金融機関なり市場なりを整備する必要があるというこの指摘は、戦後59年のラドクリフ委員会の勧告でも確認され、さらに最近においては、79年のウイルソン委員会の

英国における「中小企業政策」と「新規開業促進政策」(1) (三井)

報告がいま一度金融格差問題を指摘し、中小企業金融施策の必要を述べている。

こうした状況認識の中で設けられた制度が、45年にイングランド銀行の支援を受けて設立された英国商工金融会社 (ICFC) である。しかし、それは決してこのギャップを埋めるに十分なものではなかったことは明らかであった。むしろ、ICFCは近年の中小企業政策への注目機運によってようやく息を吹き返したものと言った方がよい⁽¹¹⁾。

他方、英国国内の「地域問題」あるいは「大都市問題」が浮上してくるとともに、1940年のバーロー委員会報告を軸にして、45年の産業再配置法をはじめ、国土利用と産業開発に対する規制・誘導策と産業振興策がさまざまな形で図られるようになった。一つには、47年の都市農村計画法にもとづく土地利用に対する規制と再配置促進としての「工業開発証明書」(IDC) 制度が始められている。この他、いくつかの地域施策やそれにともなう助成・援助、人的訓練策などが設けられていった。

しかし、全体としてみれば、1960年代以前の時期には「中小企業」そのものをとらえた策は基本的にはなかったと言ってよい。Beesley と Wilson によれば、議会議事録で「中小企業」という言葉が重要なものとして取り上げられるのはようやく1964年からのことであり、それ以降も「ボルトン委員会報告」までは、「中小企業に対する施策は産業の生産性向上や教育訓練、技術、組織、立地のための政策の単なる副産物として、バラバラに行われたに過ぎない」⁽¹²⁾ とされるのである。

② 第二期；「中小企業政策」の萌芽 (1960年代)

60年代の英国は、企業合同と巨大企業体制の展開が頂点に達した時期でもあった。67年のブリティッシュ・スチール (BSC) の再国有化、68年のブリティッシュ・レイランド社 (BL) の形成はこれを象徴している。その一方で、1960年は国際収支の赤字が重大問題となり、ポンド危機が表面化し、前年の

選挙で強い信任を果たした保守党マクミラン内閣のもとで、国内のデフレ政策への転換が開始された年でもある⁽¹³⁾。しかし相次ぐ政策は実効を奏さず、勤労者の不満を買い、64年には労働党が政権を得た。労働党内閣下の60年代後半は経済成長率の低下、賃上げ圧力とインフレの進行がさらに目立ち、67年にはついにポンドの切下げに追い込まれたのであった。

この間、英国経済の再活性化のための産業政策は大きな焦点となってきた。62年に、私的部門も含めた総合的な産業振興策を立案・推進するべく、「全国経済開発委員会」(NEDC)が政労使の参加で設立された⁽¹⁴⁾。労働党政権下では経済計画化の推進とともに、技術革新による輸出競争力の回復を重視し、一方では技術省をおき、科学技術の産業実用化をはかり、さらに65年には科学技術法が制定された。他方では67年に産業の合理化と近代化を図るための「産業再建公社」(IRC)が設置されたのである。また戦後英国ではいち早く48年に研究開発の政策的促進のための「全国研究開発公社」(NRDC)が設置されているが、その規模はささやかなものであった。

IRCの最も大規模な取り組みがBL合同であることからわかるように、IRCを導いた基本理念は徹底した「規模の経済性」の発揮の考えであり、その意味ではこの60年代後半期に至ってもいまだに「中小企業の経済」への関心は乏しかったことが示されている。しかし、BeesleyとWilsonによれば、IRCの起源には同時に、中小企業への政府政策の発展も見られるのであるという⁽¹⁵⁾。

国際競争力強化を至上命令とした「規模の経済性」と産業合理化・近代化の理念はしばしば企業合同や寡占化を積極的に肯定する。しかし、この間「反独占政策」をめぐる議論のうちには、寡占化が中小企業の市場機会を奪っているという批判も現れてきた⁽¹⁶⁾。また、大規模化こそがイノベーションの基礎であり必然であるという見方への疑問も、さまざま現れてきたのである⁽¹⁷⁾。

技術革新への政策は、人的能力政策にも深くかかわってくる。NEDCは63

英国における「中小企業政策」と「新規開業促進政策」(1) (三井)

年の報告書で、経済成長に労働力流動化と能力開発が不可欠であり、現在の職業訓練制度は時代に適していないことを指摘した。これらの勧告にもとづき、64年には「産業訓練法」が制定され、中央職業訓練委員会（CTC）が設けられた。CTCの活動と並んで、政府は産業別の「産業訓練局」（ITB）の設置に乗り出し、それぞれの業種の労使の協力により、69年までに27のITBが作られた。

技術革新への対応と並んで大きな問題となってきたのは、都市問題と地域問題の一層の深刻化である。これに対する手段としては、産業振興や計画的配置が欠かせないものであった。ために、たとえばIDC開発証明制には、時々の社会的要請や政策理念の変化から、強化や緩和を繰り返し加えられることになったのである⁽¹⁸⁾。

労働党政府は65年製造業への雇用促進のための税軽減と開発地域の製造業への補助金を含めた「選択的雇用税制」を設け、さらに67年には特定開発地域への雇用と投資促進のために、戦後の「地域政策」中で最もドラマティックなものとして評される「地方雇用プレミアム」制を導入した⁽¹⁹⁾。

これらの科学技術政策や人的能力政策、あるいは地域産業政策は、それぞれさまざまな形で中小企業の存在にかかわっている。しかし、後にボルトン委員会がIDC制や68年制定の「都市地方計画法」について指摘をしているように、規制・誘導策の実施のうえでは中小企業にむしろ不利益が生じるような傾向がみられる。また、産業訓練局による業種別の職業訓練制度は多くの中小企業の能力・実情に見合っておらず、申請手続きや企業賦課金などの負担が重くのしかかり、あるいは訓練の結果労働力が大企業に流れる事態さえおこしているとも批判されている⁽²⁰⁾。すなわち、この時期の「中小企業に対する政策」の主眼は言うなれば「差別的取り扱い除去への政策手段のとられた時期」⁽²¹⁾であっても、いまだ中小企業そのものへの積極的施策は乏しかったものであった。それゆえ、高まる中小企業者からの不満と依然として続く経済の不振を背景として、69年に政府の諮問によりボルトン中小企業問

題諮問委員会が設置されるという事態にたち到了のであった。

しかしまたその一方で、この間「中小企業」自体を対象とする政策がいくつか実際に現れてきた。その一つが従来の3機関を統合して68年に設置された「地方中小工業振興公社」(CoSIRA)である。これは農村部などの産業振興を意図するもので、経営指導や訓練とともに独自の融資制度を持っており、その対象は雇用者100人未満、熟練者20人未満の製造業やサービス業とはっきり限定されている⁽²²⁾。また、大学・ポリテクニクと企業との連携を図る「産業交流制」(ILS)も従業員500人未満の中小製造事業を対象としており、「低コストオートメーションセンター」や「生産技術助言サービス」などの制度も中小企業の便宜を図ることを狙いとしている。

③ 第三期；ボルトン委員会報告と「中小企業政策」の展開(1970年代)

70年代の英国は、ドル危機と石油危機の影響を被り、またEC加盟という課題を迎えて、経済的にも政治的にも大きく揺れ動いた。70年に労働党を破って登場したヒース保守党政権は、労働党下の国有化・計画化政策を修正し、「市場重視」の方向を打ち出したが、成果をあげ得ないまま労働組合の攻勢を受けて74年に再び政権を譲り渡した。この間合理化と引締め政策は徹底せず、むしろ信用の膨張が進んで年率9%もの激しいインフレがひきおこされた。

ヒース政権は早速IRCを廃止したが、これに代わって72年には産業法を制定し、民間企業への金融面での選択的介入・援助を図った。さらに74年に返り咲いたウイルソン労働党政権は「全国企業局」(NEB)を75年に設け、生産性向上や雇用拡大へのIRCの機能を受け継ぎながら、国家的経済計画と技術革新の推進を図る構想を抱いた。しかし、NEBはBLやロールスロイスのような危機に瀕した大企業を国有化によって救済するという役割を負わされる結果となり、前向きな成果はあげえなかった⁽²³⁾。そして、労働党政権は政府財政の危機と失業者の増加を迎え、賃上げを抑制する労組との「社会契約」方式も綻びて、79年選挙で保守党に敗れることになったのであ

る。

この時期はまた、「ボルトン委員会報告」の発表を受けて本格的な中小企業政策の展開が開始された点で特筆される。報告のなされた背景には、中小企業の現実の困難が放置を許されない問題となってきたこと、また英国経済の病弊回復の手がかりを中小企業に求めるという理念が広がってきたことがあるのは疑いもない⁽²⁴⁾。そして中小企業政策の必要性については、保守党労働党いずれの政府にも大きな見解の差はなかった。

ボルトン委員会報告は、「中小企業」(small firm)の定義を初めて総合的に試みる(表1-1参照)とともに、英国経済において中小企業が重要な役割を

表1-1 ボルトン委員会報告による「small firms」の定義

Small firm sector as defined for this Inquiry

<i>Industry</i>	<i>Statistical definition of small firms adopted by the Committee</i>	<i>Small firms as a % of all firms in the industry, 1963</i>	<i>Proportion of total employment in small firms, 1963</i>	<i>Average employment per small firm, 1963</i>
	(1)	(2)	(3)	(4)
Manufacturing	200 employees or less	94%	20%	25
Retailing	turnover £50,000 p. a. or less	96%	49%	3
Wholesale trades	turnover £200,000 p. a. or less	77%	25%	7
Construction	25 employees or less	89%	33%	6
Mining/Quarrying	25 employees or less	77%	20%	11
Motor trades	turnover £100,000 p. a. or less	87%	32%*	3*
Miscellaneous services	turnover £50,000 p. a. or less	90%	82%	4
Road transport	5 vehicles or less	85%	36%*	4*
Catering	All excluding multiples and brewery-managed public houses	96%*	75%*	3*

Source: Reports on the Censuses of Production and Distribution and other official inquiries (and Research Unit Estimates).

All figures relate to enterprises but with the exception of Manufacturing relate only approximately to the year indicated. (For definition of an enterprise see Chapter 4, para. 4.4.)

(出所) *Small Firms*, HMSO, 1971.

果たしてきていることを確認し、その近年の衰退傾向に警鐘を鳴らして、本格的な政策展開を図らねばならないことを具体的に提言している。そのよって立つ理念は、中小企業は①独立心の発揮、②最適規模の実現、③専門的サプライヤーの役割、④多様な商品・サービスの提供、⑤競争促進、⑥技術革新の新しい手、⑦新しい産業を生み出す苗床、⑧企業家的能力の発揮といった諸機能を通じて、「活力ある社会の維持」に欠かせないこと、しかしその機能、とりわけ⑦と⑧が阻害されている状況があれば、政府が「中小企業が各種商工業分野に新規参入する自由を確保し、さらにその中で彼らが成長できるような環境条件を整備する」ことが必要であるという考え方である⁽²⁵⁾。

こうした考え方がそのまま以後の政策に反映されたかどうかは別としても、報告を受けた保守党政権、労働党いずれもこれを歓迎し、積極的に中小企業政策の実施に乗り出した。まず産業省に「中小企業担当次官」が任命され、そのもとで「中小企業部」が責任部署となり、また各地に「中小企業情報センター」(SFIC)がおかれた。労働党政権は「中小企業への差別の除去」とその成長の促進を掲げ、「小企業優遇」の立場をとるものと言明した。77年におかれたウイルソン委員会が中小企業のための金融政策を研究し、79年に融資保証制度や中小企業投資会社制などの具体案を提示したのもその一環であった⁽²⁶⁾。しかしその実施は次の保守党政権のものとなった。

この間、どのような施策が図られていったかは、表1-2を参照されたい。さまざまな分野で具体的な施策がとられてきたことが判明する。労働党政権下においても、資本課税や法人税、付加価値税、さらに新企業の所得税など税制面での軽減措置や手続きの簡素化が相次いで図られたことは見落とせない⁽²⁷⁾。

しかし、これらの政策の多くが「対症療法」的性格のものであり、また産業活性化や地域振興、雇用拡大などのさまざまな期待をそれぞれの面から背負わされた形になっていて、体系的でないことは否めない。中小企業への基本法制を見ることがなかったこと、また政策の大綱を確定する以前に目まぐるしく政権交代を見たことを指摘しておく必要がある。

表 1-2 70年代の中小企業政策展開

Summary: Government assistance 1946-1981

A. Indirect assistance

1946-1960

A1 National Research Development Corporation (1948, manufacturing) (1)

A2 British Productivity Council (1952, manufacturing)

1961-1970

A3 Industrial Training Boards (1964)

A4 Highlands and Islands Development Board (1965, retailing and services excluded)

1971-1981

A5 Industry Assistance (1972, manufacturing)

A6 Local Authority Assistance (1972, mainly manufacturing)

A7 Scottish Development Agency (1975)

A8 Welsh Development Agency (1976)

A9 Development Board for Rural Wales (1976)

A10 National Enterprise Board (1978, manufacturing)

A11 European Investment Bank (1978, manufacturing)

B. The removal of discrimination

1961-1970

B1 Industrial Development Certificates (1962)

B2 Office Development Permits (1965)

B3 Companies Act Disclosure (1967)

1971-1981

B4 Employment Legislation (1971)

B5 Value Added Tax (1972)

B6 Price Code (1973)

B7 Collection of Statistics (1973)

B8 Competition Policy (1980)

C. Direct preferential assistance

I. Economic & Social Policy

1961-1970

C1 Small Exporters Policy (1961, manufacturing)

C2 Low Cost Automation Centres (1961, manufacturing)

C3 Council for Small Industries in Rural Areas (1968, manufacturing, services and tourism)

C4 Export Award (1969, manufacturing)

1971-1981

C5 Crafts Advisory Committee (1971, manufacturing)

C6 Export Educational Visits (1974)

C7 Co-operatives & Common Ownerships (1976)

C8 Small Firms Employment Subsidy (1977, manufacturing)

C9 Computer Aided Production Management (1977, manufacturing)

C10 Market Entry Guarantee Scheme (1978, manufacturing)

C11 Business Opportunities Programme (1981)

II. Non-financial direct assistance

1961-1970

C12 Industrial Liaison Service (1961, manufacturing)

C13 Production Engineering Advisory Service (1967, manufacturing)

C14 Consultancy Scheme (1968, manufacturing)

1971-1981

C15 Small Firms Division (1971)

C16 Small Firms Information Centres (1973)

C17 Small Firms Counselling Service (1976)

C18 Collaborative Arrangements (1976)

C19 Management Education (1976)

C20 Manufacturing Advisory Service (1977)

C21 Small Factory Units (1977)

III. Financial direct assistance

C23 Corporation Tax (1972)

C24 Close Companies (1972)

C25 Rating Relief (1974, retailing and services)

C26 Capital Transfer Tax (1975)

C27 National Health Service Dispensing (1978, retailing)

C28 Income Tax (1978)

C29 Loan Guarantee Scheme (1981)

Summary of assistance: number of measures per period

1946-1960: 2

1961-1965: 8

1966-1970: 5

1971-1975: 15

1976-1981:18

Note: Year refers to year of inception; manufacturing refers to industry coverage; where no industry is mentioned, the assistance applies to all, or most, industries.

(出所) Stanworth, J., et al. (eds.): *Perspectives on a Decade of Small Business Research*, Gower, 1982.

④ 第四期；「サッチャーリズム」のよとの中小企業政策(1980～85年)

79年の総選挙で保守党は、「バランスの回復，繁栄する国，法の秩序，家庭の擁護，自由世界での強い英国」という政策を掲げ，労働党を破った。中でも注目されるのは，この選挙綱領の中に「中小企業」の一項を設け，労働党政権下での規制や税制，官僚的手続きから中小企業を救って雇用を増やすとしたことである⁽²⁸⁾。この政策が中小企業者・自営業者の相当の支持を集めたことが，既に指摘されている。

勝利したサッチャー保守党政権は新たな政策に相次ぎ着手した。「マネタリズム」と「新自由主義」を標榜し，インフレ抑制，財政再建と自由市場の機能回復を重視し，福祉の削減，公共・民間部門全般での合理化，企業減税と間接税引き上げ，さらに「過大な」労働組合の権力の抑制策を進めた。産業政策面では，国有企業への援助は大幅に削られ，NEBはNRDCに合併させられ，高度技術の研究開発支援に回された。しかし，通貨管理の手直しと高金利，さらに北海油田開発による国際収支改善のもとで生じたポンドの対ドルレートの上昇は，輸入インフレを抑えるのには役立ったが，産業の輸出競争力には重大なブレーキとなった。こうした政策のもとでは，合理化過程での代償として企業の倒産や整理が相次ぎ，大量の余剰人員が職を失い，一方労働組合の試みた反撃も成功せず，英国の経済状勢のみならず社会は急速に変化を遂げていった。

サッチャー政権にとって中小企業政策は重点の一つであり，81年には「事業機会プログラム」(BOP)をはじめとした大がかりな中小企業振興キャン

ペーンが始められた。こうした政策のめざすものは、産業省自体の設置目的に沿って担当者が述べるところによると、第1に「利益をあげられ、競争力があり、適応力を備えた生産部門を英国内につくりだす」ために、①他の先進国同様の事業経営と企業家精神への前向き評価の機運を醸成する、②中小企業への金融を促進するために税制面の刺激や報償を進める、③企業形成発展に対する法制上の制限を取り除き、事業建物を確保する。第2には「国際競争力強化のための産業の生産性向上」のために、①情報や経営相談の機会を提供し、経営教育訓練を広げていく、②中小企業の金融ギャップの存在を調査する。第3に「競争力確保のために必要な技術でのイノベーションの機会を図る」ため、大企業や研究機関からの技術移転を促進する、というものである⁽²⁹⁾。

その施策領域は具体的には、①金融、②税制、③建物、④法規制、⑤情報提供、⑥教育指導、⑦政府調達、⑧輸出促進、⑨雇用、といった形に区分できる⁽³⁰⁾。

先のポルトン委員会報告は中小企業金融施策の必要性については消極的であったが、81年にはウイルソン委員会の勧告に基づき、画期的な「中小企業信用保証制度」(LGS)が発足、また生成間もない企業の成長への資本調達を促す「事業創業制度」(BSS)も始められ、後者は83年から対象を非上場企業全般に広げて「事業拡大制度」(BES)となった⁽³¹⁾。

さらに注目されるのは、わが国での業種別中小企業近代化政策にも似た、「機械工業中小企業投資補助金制度」(SEFIS)が82年に行われたことである⁽³²⁾。この制度は「特定タイプの先進的資本設備への新投資を刺激し加速化することにより、英国機械工業の中小企業を援助するよう意図された」ものであり、200人未満の機械工業企業での、総額20万ポンド以下の範囲で制度に見合う資本設備を導入する費用及び、関連設備の費用の1/3を補助することになっていた。こうした「業種別施策」的な方式は英国の中小企業政策では希であり、これによって設備が旧式化していた機械関連中小企業でのCNC工作機械等の普及が促されたことは事実である。とりわけ、全体に占

英国における「中小企業政策」と「新規開業促進政策」(1) (三井)

める比率は低いが、産業活動の沈滞が著しかった北東部地方でもかなりの刺激となったことも指摘されている⁽³³⁾。

しかし、SEFIS の募集は82年のわずか2カ月のみであり、それに引き続いて対象企業を拡大して翌年実施された「スキーム2」を含め、いかにも単発的な制度であったことは否めない。

中小企業への投資促進策も、非上場株式市場(USM)の整備や80年以降のベンチャーキャピタルの相次ぐ設立、中小企業投資会社の再編などによって進められた。

税制面においては、かねてより徐々に中小企業の税負担軽減策が図られてきていたが、減税と規制緩和を掲げた保守党の勝利後、経済政策全体としての企業課税緩和に乗って、投資減税や中小企業法人減税、小規模工場購入特別償却等が相次いで進められた。これと並んで、中小企業者の不満の高かった、政府提出書類負担や企業活動規制(レッド・テープ)などの軽減緩和措置が次々にとられた。雇用保護法による解雇規制などへの緩和もこのうちに入る。

こうした環境づくりと並んで、中小企業への情報提供や経営相談、教育訓練などの策も重視されてきた。BOPを手がかりに、中小企業情報センターや「中小企業経営相談サービス」(SFCS)の活動が拡充され、中小企業者の要望に応えられる体制を作るとともに、職業訓練と紹介をになう「マンパワー委員会」(MSC)の行う教育訓練活動のうちでも、「事業訓練制度」(TFE)が大幅に拡充され、企業経営の基礎知識や経営幹部の能力養成が進められた。以下でも述べるように、こうした策は政府のイニシアティブのみならず、自治体や民間企業の幅広い参加をえていることが特徴である。

他方、ボルトン委員会の勧告に基づき、政府調達における中小企業への配慮という策がとられるようになったのも注目できる。

「地域政策」の領域では、事態はより厳しいものとなった。サッチャー政権による引締め政策は、イングランド北東部やスコットランド、ウェールズなどの旧工業地域に深刻な影響を及ぼした。機械工業の中心地であるウェス

トミッドランズも厳しい状況におかれた。一方、中小企業等は諸規制や用地開発の遅れのため、工場などの用地難に苦しんでいるという傾向がみられた。このため従来の規制的な産業立地政策を廃し、規制緩和と誘導助成による地域産業立地を促進する政策がとられるに到った。82年に IDC は廃止され、また地方税（レート）の各種軽減措置が図られた。それとともに、イングランド、ウェールズ、スコットランド各地に「イングリッシュ・エステート」などの産業用地開発公社がおかれ、政府の助成を受けて積極的に用地開発供給に乗り出した。82年には「小規模作業場制度」による建物供給への補助制度が始まった。80年には、11の特定開発地域（のち25箇所）を指定し、租税・各種負担金免除や優先許認可の特典を与える「エンタープライズゾーン」方式も法制化されている。

82年に制定された「産業開発法」は、指定された再開発地域（援助地域）に工場立地しようとする企業に広く「地域開発補助金」(RDG) を支給し、さらに特定の製造業やサービス業のプロジェクトには「選択的金融助成」を与えるというほとんど無差別の補助金交付を打ち出した。これらは中小企業のみを対象とはしていないが、その及ぶ範囲がきわめて広いものである。

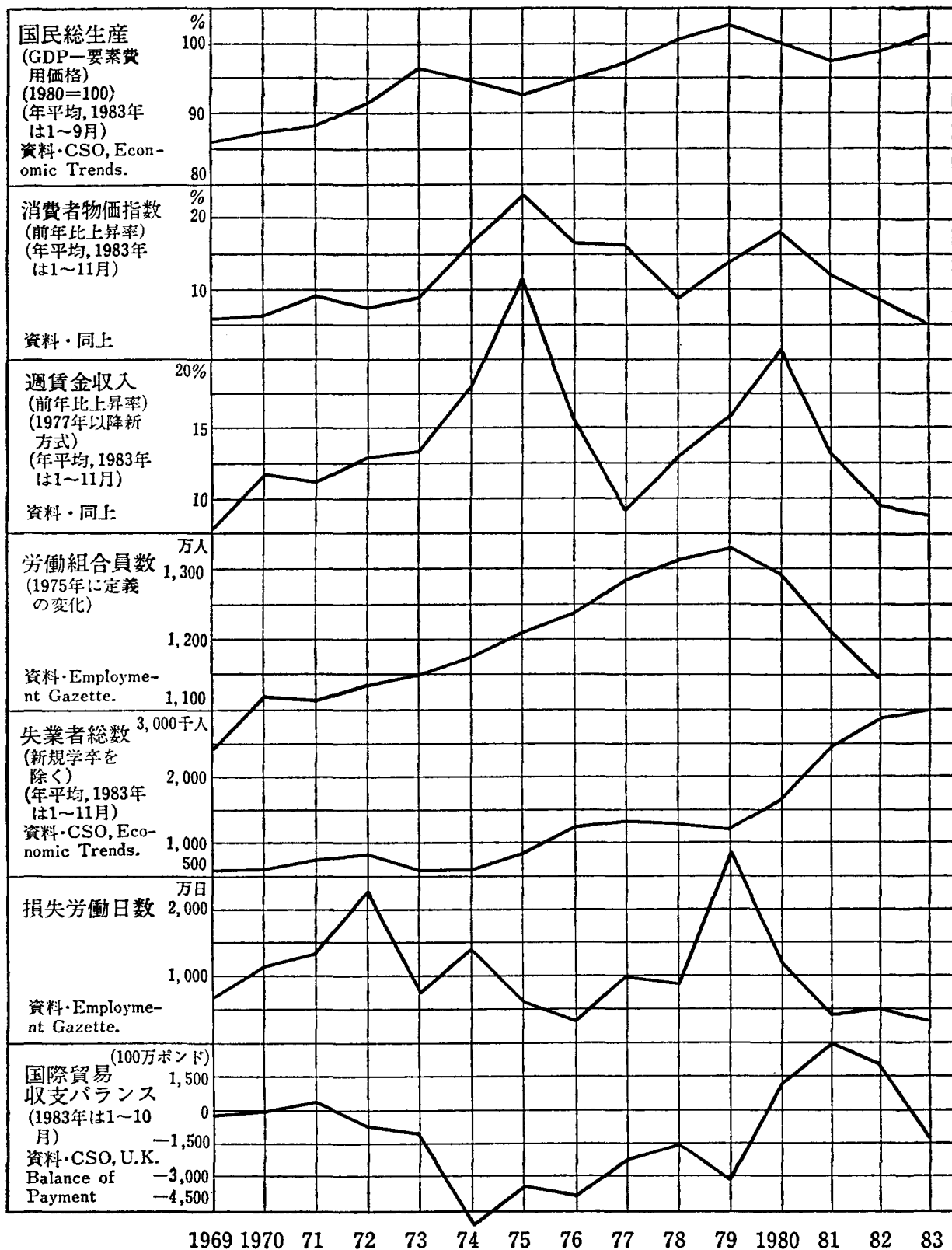
このような施策の実際の効果は別として、現実には重要な変化が現われてきた。第1に、中小企業の趨勢が明らかに増加に向かったことである。新規開業が増えていることがさまざまな分野で確認され、新技術を応用するハイテク企業などが注目されるようになった。さらに、何よりもサッチャー首相や政府首脳が繰り返し中小企業の役割と政策の重要性を強調し、これらに対する調査研究なども活発に取り組まれるようになったため、マスコミ・言論界を含めて「中小企業」の語が流行語となっているような観を呈し、10年前とは関心のあり方がまったく正反対となるに到ったことである。

⑤ 第五期；「中小企業政策」の「雇用政策」傾斜（1985～88年）

サッチャー政権の急速な「改革」が直ちに英国の復活をみたのかと云えば、

英国における「中小企業政策」と「新規開業促進政策」(1) (三井)

図 1-1 1970~83年の英国の主要経済指標



(出所) 高橋克嘉『イギリス労使関係の変貌』日本評論社, '87年, p.461。

それは当たらない。「弱者に冷たい」、「格差を広げる」といった批判のみならず、図1-1のように、実は80年代前半は顕著な後退の時期となったのである。

83年の総選挙で保守党は引続き勝利をえたが、経済政策の成果においては財政再建のほかに誇れるものは乏しかった。とりわけ批判の的となったものは、300万人、労働力人口の10%を超える失業者数である。保守党は労働党政権下の失政を攻撃してきたものの、79年以前においては失業者数は100万人台であったという事実は否定できない。

この事実を前にして、失業解消と雇用拡大の必要性は誰の目にも明らかであった。政府は82年の「コミュニティプログラム」、83年のYTS（青年訓練制度）などの失業者の吸収と再雇用の拡大をねらった政策を次々に図ってきたが、その評価は芳しくはなかった。こうした中で大きな変化となったのは、85年秋突然「中小企業部」が貿易産業省（DTI、産業省が商業省と81年に合同）より雇用省（DoE）に移管されたという事実である。これにともない、各地におかれていた「中小企業サービス」の各センターや経営相談所（コンサルティングオフィス）も雇用省の所管となり、「企業規制緩和部門」も内閣官房から雇用省に移された。

こうした「方向転換」の視点となったのは全ての政策領域での「雇用重視」の姿勢の強調であり、それは、「規制緩和」などによる企業の活性化と内部留保の拡大も結局は「経済全体での高いレベルでの雇用を生み出す」ものであるという考え方⁽³⁴⁾にも現れている。しかし、そうした遠回りな見通し以上に実効が期待されたものは、「失業手当を求めて並ぶ行列」を実際に減らせる速効策であった。その一つが「企業開設手当制」（EAS）である。EASは現在失業中の者の自営業開業による「自立」を奨励する制度で、82年に試験実施が始まり、翌年から全国で実施されている。

後に詳しくみるように、EASの受給者は年々急増し、年間10万人にも及んでいる。その結果への評価はともあれ、これが直接失業者数を減らすことに相当寄与していることはまちがいない。また、これのみならず、新規開業

英国における「中小企業政策」と「新規開業促進政策」(1) (三井)

を促す政策はさまざまな分野で展開された。そのため、各指導機関や相談機関などでの開業相談や講習・訓練に力が入れられていった。大学や専門学校などの教育機関でも、ビジネスコースや中小企業経営のコースを設けるよう奨励された。職を求める人々にも、「自営開業の道」が有力な手段であるむね強調され、勧められるようになった。たとえば、86年に政府は雇用拡大のためのキャンペーンを始め、『アクション・フォー・ジョブス』⁽³⁵⁾ という題のパンフレットを大量に配布したが、その中でも「企業家への道」が重要な柱の一つとして、EASやLGS、BESを含めて詳しく紹介されている。

政府のみならず、労働党の影響が強い各自治体でも地域経済の再建や雇用拡大への施策がさまざま進められ、雇用政策が重要な争点になっているもとので、86年中期をピークとした失業者数は急速に減少に向いだし、87年5月には300万人を割った。さらに、生産の伸び、経済成長率などの諸指標の改善が顕著となる中で、保守党は87年夏の総選挙を迎え、「サッチャー政権の実績」を強調して三度目の勝利をえたのである。

これに対し、政府による組合規制強化と合理化・産業構造変化による組合員の100万人以上の減少をみた労働組合は、84/85年の炭鉱争議、翌年の『ニュースインターナショナル』争議という大規模な合理化反対闘争のいずれにも敗れ、意気が上がらなかった。雇用統計によると、80年代後半の年間ストライキ件数・損失時間数は70年代後半期の1/3に減少した。加えて、85年以降政府が相次ぎ進めた国営企業の民営化による株式の売却や金融市場の規制緩和は投資ブームをまきおこし、公営住宅の払い下げなどとともに、サッチャー首相の言う「新しいピープルズキャピタリズム」進展の機運を高めた。このように、「中小企業政策の雇用政策傾斜」・新規開業促進とならんで、英国の勤労者層のうちには伝統的な「労働組合主義」に背を向け、「新保守主義」の個人主義理念に共感する傾向が現れてきたと言ってよいであろう。

しかしこの時期、雇用拡大への中小企業政策の役割が重視されるのとは裏腹に、新しい政策は乏しい。なかでも、LGSは当初の人気に反して、84年

に保証範囲縮小と保証料引き上げが行われてから応募自体が1/3に激減し、86年には保証料の引き下げなどの緩和措置をとらなければならなくなった。中小企業政策の分野でも概して、サッチャーリズムの「民営化」重視の理念が反映し、「地方企業開発庁」(LEA)などの民間イニシアチヴの活動に期待する傾向が現れていると言えよう。

⑥ 第六期；EC統合を迎えて（1988年以降）

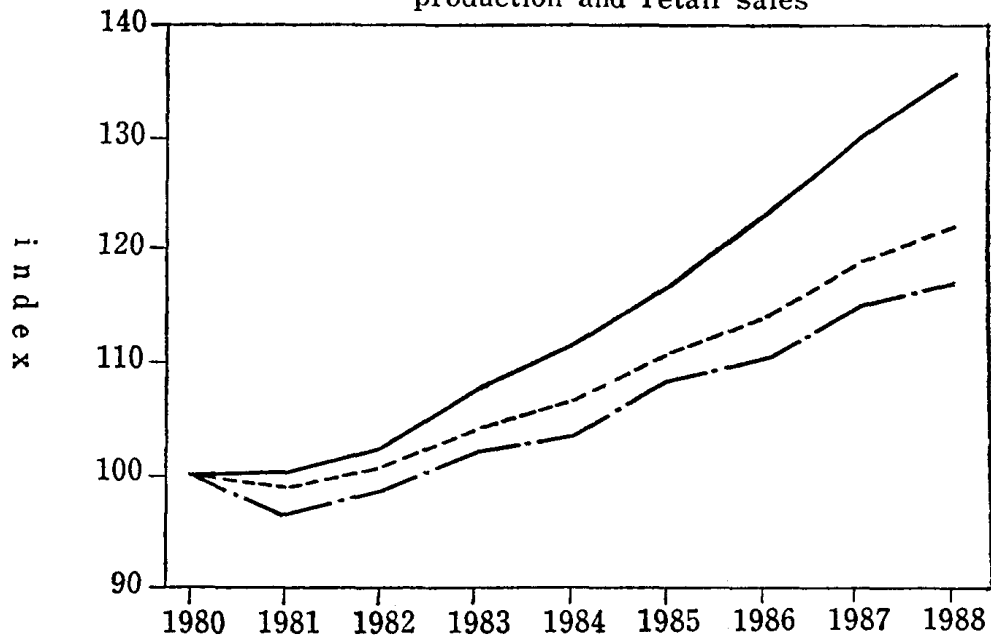
87年の総選挙の勝利と翌年にまで続くかつてない好況に追風をえて、サッチャー政権はその「改革」政策を一層強力に進めることになった。民営化の拡大、いわゆる「教育改革」推進、「地方税」(レート)廃止をはじめとする税制改革、地方制度改革、そして88年の大減税などである。

さらに、労働組合の弱体化を見た政府は対決姿勢を一層強め、組合規制の一層の強化（組合員のスト離脱権、クローズドショップの事実上の禁止など）とともに、従来確立されてきた「政労使」の三者協議制を無視していく姿勢を打ち出した。ここで主な対立点となったのは、失業手当受給者の大幅削減をねらった、職業紹介所と失業手当事務所の統合と新「職業訓練」計画の実施である⁽³⁶⁾。

強硬策の一方では、長期にわたる賃金抑制や福祉削減、文教予算削減、社会資本の老朽化などへの不満もさまざま現れてきた。加えて、減税による「金持ち優遇」、地方税改革による低所得者の負担増、医療制度などのひずみ、「繁栄する南部と苦境にあえぐ北部」という地域間格差の甚だしい拡大なども大きな問題になってきた。それでもサッチャー政権が強い姿勢をとり続ける一つの理由は、英国経済が真に「回復」していないにもかかわらず、92年のEC経済統合（開放単一市場形成）という予定されたスケジュールに合わせての体制整備と経済構造の再編強化を図らねばならないという必要性に迫られているからと言えるであろう。87-8年の「好況」にさまざまな致命的弱点のあることはしばしば指摘されている。87年選挙を前にして、「マネタリズム」の均衡政策を修正し、財政支出による需要拡大策を図ったため、

図1-2 国内総生産などの動向

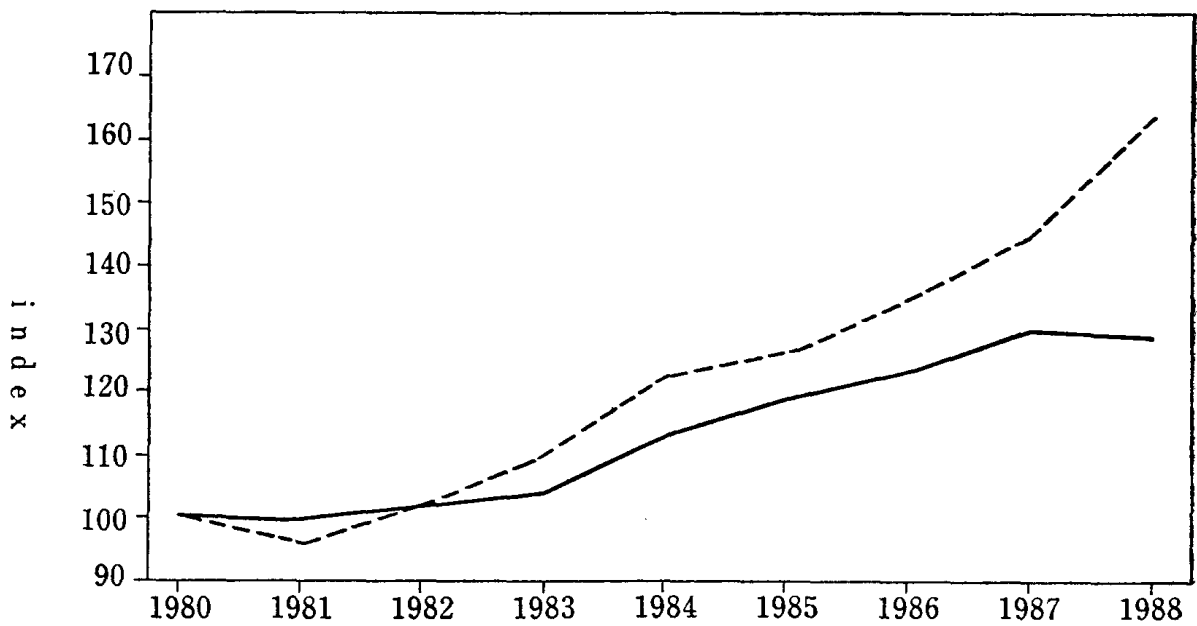
annual trends of
production and retail sales



1980=100 ---GDP - · - · - output of production — retail sales
国内総生産 工業出荷額 小売販売額

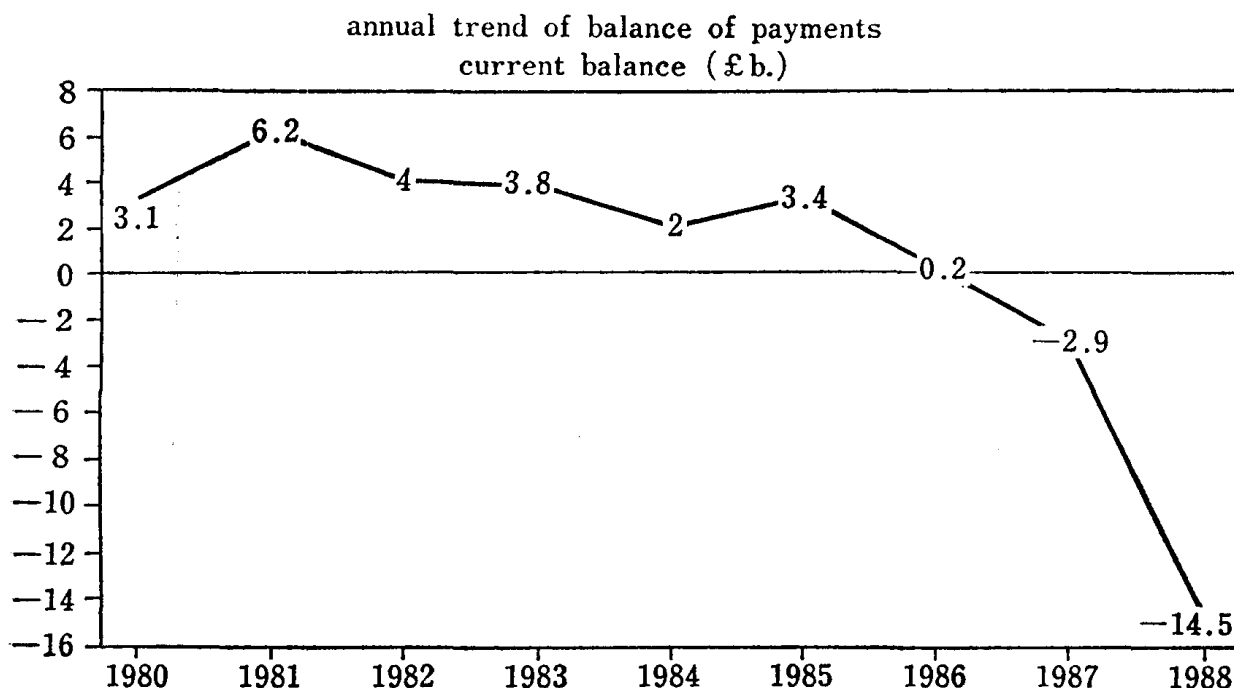
図1-3 輸出入動向

trade



1980=100 — vi.trade(ex) - - - vi.trade(im)
輸出(数量) 輸入(数量)

図1-4 国際収支の動向 (当座勘定)



(資料) 図1-2~1-4, *British Business*

単位: 10億ポンド

高成長とは裏腹に事態は悪くなったとの批判も強い。何よりも、消費の伸び率が GDP 成長率を上回るという好況下の消費ブームは大幅な貿易赤字を招き、政府は産業界の要請を二の次にして利率引き上げの金融政策をとらねばならなかった。インフレ再燃の声もささやかれている。英国の製造業の「復興」は一部を除いて怪しいというのが有力な説でもある⁽³⁷⁾。そうした中で EC 経済統合は英国経済にとって重い課題であることは否定できない(図 1-2, 1-3, 1-4 参照)。

困難はどうあれ、EC 経済統合に向けての準備では貿易制限撤廃とともに、政策協調が求められている⁽³⁸⁾。特に各国間の利害が対立・輻輳しそうなものは、地域政策、農業政策であり、中小企業政策もこれにかかわりそうな感みがある。EC の基本方針は「各国の保護政策や補助金制度の撤廃」であり、それゆえ英国政府も88年に「地域開発補助金」(RDG) 制の廃止に踏み切った⁽³⁹⁾。

これまで中小企業施策の担当から外れてきた貿易産業省は、Young 産業相のもとで自らを「DTI は企業のための省である (DTI-the Department for

英国における「中小企業政策」と「新規開業促進政策」(1) (三井)

Enterprise) 」と宣言し、92年の EC 市場統合と開放市場形成に備える施策を発表した。その内容は、①「競争政策」という名の企業合同制限緩和、② EC諸国との「開放市場」体制推進、③科学技術教育・訓練、④品質向上をはじめとする経営力強化、⑤経営改善プログラム、⑥地域政策の変更、⑦研究開発への協力協同体制づくり、⑧企業側との緊密な関係に向けての DTI 機構改革、⑨「エンタープライズ・イニシアティヴ」の実施の各点にわたる⁽⁴⁰⁾。

この⑥地域政策の変更により、RDG は廃止された。しかし、新たに「開発地域」のための「地域企業補助金」(REG) 及び「援助地域」のための「地域選択援助」(RSA) 制が実施され、また EC の「欧州地域開発基金」に基づく援助は継続されるので、こうした助成措置自体はなくなる。ただし、RDG のように一律に給付されるものではなく、REG は雇用者 25 人未満の企業を対象が限定されており、RSA では雇用拡大や近代化・合理化に寄与するプロジェクトであるかどうかを審査される⁽⁴¹⁾。

「イングリッシュ・エステート」などの産業用地開発公社は、EC 基金の援助をえて引続き小規模作業場建物供給に努めるとともに、対象地域を大都市インナーエリアにも広げることになる。インナーシティ対策は現政府の重要課題の一つになっており、DTI は雇用省や環境省との協力のもとで特別チームを大都市に配置している。

新たに開始されることになった⑨「エンタープライズ・イニシアティヴ」の中心は、中小企業に無料の経営診断の機会を提供する(コンサルタンシー・イニシアティヴ)ものであるが、この場合特徴的なのは、英国の施策上初めて対象企業を「中小」企業 (small and medium-sized enterprises) と規定し、従業員数500人未満としていることである。この設定は、フランスや西独、イタリアのものに近く、EC コミッション自体が EC における中小企業(PME) 政策としてこの基準を用いるようになっている。「エンタープライズ・イニシアティヴ」の解説書は1992年問題から語り始められ、EC 市場統合が重要な機会であるとともに、企業競争力強化を迫っていることを強調しているが

(42)、施策それ自体も統合に向けて、ECに足並みを揃え始めたものと言えよう(43)。

この他、このDTIの新政策では、企業の技術力・経営力の強化を重視しているのが特徴で、個々の企業への開発補助は行わないが、研究開発型やニューテック型企業の新規開業をサポートしていくと言明している。

雇用省の活動においても、ECとの関係が取り上げられてきている。ECコミッションが「中小企業行動計画」により設置した欧州ビジネスインフォメーションセンターの英国内センターが4箇所既に置かれているが、87年12月に開かれたロンドンセンターは雇用省のSFS（中小企業サービス）に併設されており、グラスゴーセンターも同様である。

このように、いくつかの段階と展開をへて、英国の中小企業政策は重要な政策課題の一つとなり、さらには今日ECの基本政策や中小企業施策に足並みを揃えるべく調整を図りながら、92年経済統合に向けた企業力の強化に力を注ごうとしている。しかしそこには基本的な問題点と矛盾が内包されたままなのであることも見落としてはならない。

こうした形で、政策の重点が「新規開業促進」と個別企業（家）への施策に傾斜してきているその実態を、施策の方法に合わせて以下考察していってみよう。「新規開業」に関係する分野は「地域政策」を含めさまざまあるが、以下ではおもに直接かかわっている、「新規開業へ向けての経営指導」、「建物政策」、そして「EAS企業開設手当による失業者の新規開業促進」の3つの領域を見ていく。

（注）

(5) *Small Firms: Report of the Committee of Inquiry on Small Firms*, HMSO, 1971（商工組合中央金庫訳『英国の中小企業（ボルトン委員会報告）』商工中金調査部，74年。）

(6) Curran, J. & Stanworth, J.: 'Bolton ten years on — A research inven-

英国における「中小企業政策」と「新規開業促進政策」(1) (三井)

tory and critical review', in Stanworth, et al. (eds.): *Perspectives on a Decade of Small Business Research*, Gower, 1982, p.3.

(7) 加藤誠一『中小企業の国際比較』東洋経済新報社, 67年, 加藤・小林・瀧澤編『先進国の中小企業比較』有斐閣, 70年, 三井逸友, 前掲「世界的な中小企業新時代」, 各参照。

(8) 英国の中小企業政策における「定義」はかなり曖昧なものであるが, 実際のうえでは, 「ボルトン委員会報告」が用いた「統計的定義」が以後物価上昇による基準改訂を経ながら一般に用いられている(表1-1参照)。しかし, これとても諸施策のうえでは統一されておらず, 異なる基準も採用されている。さらに最近では, 後述のように EC 諸国の基準に合わせる動きも現れてきた。

なお, 英国の政策では伝統的に small firm という語が用いられ, また近年は米国の影響で small business の語も一般化している。これらを日本語に訳せばあくまで「小企業」であるが, 特に混乱を避ける必要のある場合以外は, 本稿では便宜的に「中小企業」の語を当てている。

(9) 英国での国有化政策の展開過程には, 労働党社会主義における「労働者管理」ないし「社会化」の思想, ケインズ的な国家的経済統制と需要創出策の強化, 金融界と利害を異にする企業家側からの基幹産業への合理化と国家投資によるテコ入れ・国際競争力の回復の要求, 斜陽産業での関係労働者などからの雇用確保要求, さらに電力・ガス等のエネルギーや運輸費, 社会的サービスなどの価格引き下げを願う国民世論などの諸理念が絡み合っており, またその意味でも, 戦後の経済政策が曲折し, 行きづまる契機を含んでいたのであった。

吉武清彦『イギリス産業国有化政策論』日本評論社, 68年, 等参照。

(10) Prais, S.J.: *The Evolution of Giant Firms in Britain*, C.U.P., 1976.

(11) 浜田康行「最近の中小企業金融問題」『商工金融』第33巻2号, 83年, 参照。

(12) Beesley, M.E. & Wilson, P.E.B.: 'Public policy and small firms in Britain', in Levicki, C. (ed.): *Small Business Theory and Policy*, Croom Helm, 1984, p.111.

(13) Blackaby, F.T. (ed.): *British Economic Policy 1960-74*, C.U.P., 1978.

(14) Blackaby, *op cit.*; Peden, G.C.: *British Economic and Social Policy*, Philip Allan, 1985.

(15) Beesley & Wilson, *op cit.*, p.112.

(16) Blackaby, *op cit.*, p.430.

(17) Bannock, G.: *The Economics of Small Firms*, Basil Blackwell, 1981 (末岡・藤田訳『中小企業の経済学』文真堂, 83年。)

(18) 東京商工会議所『東京の工業の再創造』85年, 参照。

(19) Silberston, A.: 'Industrial policies in Britain 1960-80', in Carter, C. (ed.):

Industrial Policy and Innovation, Heinemann E. B., 1981, p. 41.

(20) 前掲『英国の中小企業』第14章, 第18章。

(21) Beesley & Wilson: 'Government aid to the small firm since Bolton', in Stanworth, et al., *op cit.*, p. 187.

ただし, この間独占禁止政策などが中小企業の不利益・差別除去に積極的に作用したものでどうかには疑問がある。

(22) CoSIRA については, 日本貿易振興会海外経済情報センター『英国における中小企業政策』日本貿易振興会, 76年, 参照。

(23) Blackaby, *op cit.*; Silberston, *op cit.*; Willott, W. B.: 'Industrial innovation and the role of bodies like the National Enterprise Board', in Carter, *op cit.*; Glyn, A. & Harrison, J.: *The British Economic Disaster*, Pluto, 1980 (平井規之訳『イギリス病』新評論, 82年。)

(24) 外池正治「イギリス小企業調査委員会報告をめぐって」『一橋論叢』第68巻5号, 77年, 参照。

(25) 前掲『英国の中小企業』, 562~569ページ。

(26) Beesley & Wilson, *op cit.*

(27) 詳しくは, 日本貿易振興会『各国中小企業の現状と展望(英国)』日本貿易振興会, 79年, 同『経済調査レポート 英国の中小企業』同会, 80年, 参照。

なお, Market Entry Guarantee Scheme とはオーバーヘッド費用の5割に対する金融助成を行う, 中小企業等の輸出促進のための「輸出市場進出保証制度」で, 注目できる。

(28) Conservative Central Office: *The Conservative Manifesto 1979*, 1979.

(29) Rees, D., Frank, C. & Miall, R.: 'Issues in small firms research of relevance to policy making', in Scott, M., et al. (eds.): *Small Firms Growth and Development*, Gower, 1986.

(30) Cross, M.: 'The United Kingdom', in Storey, D. J. (ed.): *The Small Firm; An International Survey*, Croom Helm, 1983, p. 110.

(31) LGS とは, わが国などにみられる制度に似ており, 中小企業の銀行からの借入れに対し政府が一定の信用保証料と引き換えに債務保証を行うものである。しかし, この制度は発足当初は年間5千件もの保証が行われながら, 多数の焦げつきを抱えて重大な財政問題を引き起こし, 84年以降引締めを図られることになった。結果としては, 制度自体の変質が進まざるを得なくなったのである。また, BES は中小企業への投資を促進するための税制優遇措置で, 非上場企業への4万ポンドまでの投資に対し, 投資分の所得税控除, 株式取得後5年以降に許される譲渡時の所得課税免除という特典が与えられる。この制度の利用も急増しているが, 「投資家への優遇」というやり方は金持ち優遇であり, また望ましい企業

英国における「中小企業政策」と「新規開業促進政策」(1) (三井)

の育成にもつながらないという批判もある。それでも、BES はほぼ満足できる成果をあげているとも評価されている。この BES の考え方にも、今日の保守党政府の政策理念が現れているというべきであろう。浜田、「イギリスの中小企業政策」『商工金融』第35巻5号、85年、渡辺幸男「英国中小企業政策の最近の動向とその特徴」『商工金融』62年度第8号、87年、Mason, C., Harrison, J. & Harrison, R.: *Closing the Equity Gap?; An Assessment of the Business Expansion Scheme*, S. B. R. T., 1988.

(32) ここでの記述は、渡辺、前掲論文による。

(33) Mason, C. & Harrison, C.: 'The regional impact of public policy towards small firms in the United Kingdom', in Keeble, D. & Wever, E. (eds.): *New Firms and Regional Development in Europe*, Croom Helm, 1986.

(34) DTI: *Burdens on Business*, HMSO, 1985.

(35) DoE: *Action for Jobs*, 1986.

(36) 政府側は、失業手当受給者数の大幅削減と再雇用の促進、またそのための再訓練や技能転換の推進を主眼とした政策を87年以降進めた。これを象徴するものが、87年10月に行われた失業保険事務所と職業紹介所(ジョブセンター)の「雇用サービス」(Employment Service) への統合、そして88年2月に発表された『雇用への訓練白書』に基づく、同9月からの新「職業訓練計画」(Employment Training) の実施である。前者の措置により、わが国の場合と同様に、失業手当の受給とリスタートプログラムやアドバイザー制などをはじめとする職業紹介ないし訓練プログラムへの斡旋が結びつけられ、手当受給をめぐる不正行為はもとより、失業者側により厳しい選択が迫られることになった。さらに新「職業訓練計画」においては、これまで実施されてきたコミュニティ・プログラム、JTS、ボランティアプロジェクト (VPP)、雇用リハビリ計画 (ERP) などを再編統合し、特に若年層の長期失業者を対象に、強力に再就職の推進を図るものである。これによれば、長期失業者はジョブセンターなどでの相談やアドバイスにより、訓練委員会 (TC) 認定の適当な訓練機関で特定の「訓練管理者」(トレーニングマネージャー) の監督に委ねられ、訓練手当を与えられながら、その指導で個人別のプランによる実践的な職業訓練(一部は座学教育)を受ける。期間終了時には、訓練機関及び管理者の指導で、就職先を見つけるか別の訓練を続けるかを選び、あるいはまた、ジョブクラブに参加するか EAS を受けて開業するか、さらにはボランティア活動に参加するかなどの道をとることになる。訓練機関や管理者(そのほとんどは一般の雇用主となるものと言える)にもこの間一定の手当が支給される。

新「職業訓練計画」は、失業手当と職業紹介を統合した先の雇用サービスと結

びついて、明らかに長期失業者の短期的な就業訓練への吸収とその後の再雇用の一層の推進を意図しており、特にその管理体制までをはっきり定めたところが従来に見られない点である。それだけに、この新政策は一方では失業問題解決と産業・就業構造の転換の切札として期待をされるものであるが、他方では、失業者の生活権と職業選択権を奪い、低賃金労働を広めるものとして、強い反発を被っている。とりわけ英国労働組合会議 (TUC) はかねてから YTS や JTS などの雇用促進策には批判的であったが、労働組合としてこの新「職業訓練計画」への全面非協力を決定し、さらには従来政・労・使の三者体制で運営されてきた訓練委員会 (TC) からの総引き上げを行うに至った。

労働政策をめぐる保守党政府と労組の対立は近年とみに激しくなっているが、事態は TUC 内部の労組対立が表面化するとともに一層悪化している。政府側は、TUC の訓練委員会ボイコットに対し、MSC から改称されたばかりの同委員会を廃止し、政府雇用関係省グループのもとに置かれた新機関トレーニング・エージェンシーに業務を委ねた。その一方で、政府は EETPU などの協調路線の組合との間で、新「職業訓練計画」への協力を取りつけた。EETPU は88年秋の TUC 大会で規約違反のため除名されており、政府としては今後の労働政策のパートナーとしてこうした単組を選び、TUC の態度変化にもかかわらず、それ自体を黙殺していく構えをはっきり見せている。

失業対策と職業訓練政策がこのような形で政争の焦点になっている状況は、今日の英国の厳しい状況を示しているものであるが、それはまた、英国の中小企業政策の運命にも深くかかわるものであると言えよう。

Department of Employment: *The White Paper; Training for Employment*, 1988; — : *Training for Employment*, 1988; *Employment Gazette*, No.3 Vol.96, 1988; *Employment Gazette*, No.10 Vol.96, 1988.

- (37) 徳増洪洪「英国経済繁栄の実像・道遠い製造業の復活」『日本証券新聞』88年4月22日号。
- (38) EC 経済統合が国家主権にまで及んでくるのを、サッチャー首相が強く警戒しているのは周知の点である。そのため、貿易収支の大幅悪化を前にして、ローソン蔵相が EC 諸国に足並みを揃え、利率引き上げによりポンドレートの維持を図ったことに対し、英国の独自性堅持とマネタリズムの信念に立つサッチャー首相は不満で、保守党政府内でも対立が深まっていると伝えられている。
- (39) 「欧州が変わる・'92年 EC 市場統合 4」『朝日新聞』88年8月19日号。
- (40) DTI: *DTI-the department for Enterprise*, HMSO, 1988.
- (41) The Secretaries of State for Trade and Industry: *Industrial Development Act 1982; Annual Report*, HMSO, 1988.
- (42) DTI: *Business Enterprise (A DTI special supplement)*, 1988.

英国における「中小企業政策」と「新規開業促進政策」(1) (三井)

- (43) REG 設置や SMART (中小企業研究・技術賞) の増額は、「エンタープライズ・イニシアティブ」の第2弾と位置づけられている。*British Business*, 8 April 1988.

第2章 新規開業への経営指導

(1) 英国での経営指導の基本的な動向

英国の中小企業政策においては、わが国以上に個別企業や事業者への指導や助言、訓練などに重きがおかれている。その実施主体も政府機関や自治体に限らず、民間団体や大学、専門学校など多岐にわたっているのが特徴である。しかし、わが国とは異なり、業界組織が主体となるものはほとんど見られない。経営者団体がその業種における職業訓練に直接間接に関与しているものは少なくないが、それらはあくまで一般労働者を対象としたものである。

何らかの方策が定着してくるまでには、歴史的経緯からさまざまな方面の機構がからみ、その実施主体が多岐に渡り、また英国の政策に伝統的な自発性・創意性と経験を重視するということは、経営指導的な政策の場合でも見落とせない基本的な特徴である。そのため、制度の全容を同じような基準で把握することは難しい。また、地方や機関により独自の特色ある方策がとられ、絶えず変更や修正も加えられている。しかし、近年は下記のように、政府の積極的なイニシアティブで進められる政策も注目されるようになってきた。

こうした経営指導的施策は、新規開業の促進と雇用対策に深くかかわっている形で進められてきた。それゆえ、経営の基礎や基本的考え方を教え、成功する経営を軌道に乗せることがねらいである。また、個別面接や集団討論などの機会を通じ、各人の能力を高めるとともに、自信をつけさせ、「独立」への意欲を養っていくといった、きわめて属人的な発想が色濃いものでもある⁽⁴⁴⁾。

(2)政府機関による経営指導・経営訓練策

各種経営指導策でも代表的なものがMSCマンパワー委員会（後TC訓練委員会）の手による TFE「事業訓練制度」(Training for Enterprise Scheme) であった。この制度自体は既に1977年から着手されているが、84年以降大幅に拡充された（表2-1参照）。

TFE のねらいは、既存ならびに将来の事業家たちに事業を始め、運営し、発展させるのに必要な知識と熟練を与えることにあり、基本的に中小企業のための政策と位置づけられている。これらの訓練の多くはビジネススクールやその他の教育機関、地域のビジネスセンターなどに委託され、MSC がこれに資金を提供する形になっている。

この TFE のうちでも、いくつかの主なプログラムがある⁽⁴⁵⁾。

① ビジネスエンタープライズプログラム (BEP)

表2-1 TFE「事業訓練制度」の費用・訓練生数

TFE cost and number of trainees

Financial year	Start up training	Help to existing businessmen	Total volume	Total cost £m
1977-78	32(100%)	—	32	0.1
1979-80	120(100%)	—	120	0.4
1981-82	560 (95%)	30 (5%)	590	1.5
1983-84	2,564 (84%)	493 (16%)	3,057	5.4
1984-85	6,444 (82%)	1,426 (18%)	7,870	9.0
1985-86	21,987 (78%)	6,241 (22%)	28,228	11.7
1986-87	52,415 (78%)	14,623 (22%)	67,038	17.9
1987-88	52,155 (45%)	62,887 (55%)	115,042	18.3*

*excludes £1 million development costs.

(出所) NAO: *Department of Employment/Training Commission: Assistance to Small Firms*, HMSO, 1988, p.16.

英国における「中小企業政策」と「新規開業促進政策」(1) (三井)

以前のスモールビジネスコース（家族規模の開業希望者対象，フルタイムの講座が4週以上もたれる）や自営業コースを統合したもの。TCによるもっとも代表的な事業家訓練で，5万人規模に設定されており，事業開業希望者ないし開業後1年以内の者に通常7日間のコースの教育を行う。

② ニューエンタープライズプログラム (NEP)

成長性将来性ある事業を対象としたもの。全国のビジネススクールに委託されている。現在は再編され，「ファームスタート」（確実な開業）となっている。20日間の集中コース制（以前は16週制）。受講者には自己負担がなく受講補助がでる。

③ グラデュエートエンタープライズプログラム (GEP)

大卒者を対象にし，より事業家的な中小企業を広めていくことをねらったもの。同じく20日間の集中コース制。

④ プライベートエンタープライズプログラム (PEP)

既存企業の所有者や経営者に訓練を与えることをねらったもの。13種類の1日コースの組合せからなり，対象者数も非常に多く，6万人に及ぶ。

⑤ マネジメントエクステンションプログラム (MEP)

既存企業のために，主には現在仕事についていない経営幹部に企業現場で訓練を与えるもので，それらの再就職や「独立」をも対象としている。3ないし4週間の訓練と，12週以内の企業現場実習からなる。

⑥ グラデュエートゲイトウェイプログラム (GGP)

主には現在職についていない25歳以下の大卒者の企業現場での実践訓練を行い，その幹部化や「独立」をねらうもの。期間は⑤に同じ。終了後は訓練先の企業に採用されたり，開業したりする。

①BEPと④PEPは87年にMSCのTFE計画の強化のため新たに編成されたもので，全国規模で進められている。

BEP は、「企業経営」とは何たるかをまず印象づけるための1日の入門セミナーと、2日コースの3つの組合せを基本としている6日間の訓練とから成っている。訓練コースの内容は、

モジュール1

企業の形態と法的資格，資金源，販売，マーケティングリサーチ，価格と費用設定，販売予測，

モジュール2

広告と販売促進，キャッシュフロー，建物と資本設備，時間管理，利益と損失，資金調達と研究活動，

モジュール3

基礎的経営管理システム，記帳と成果の記録，税制と経理士の利用，商談と交渉，事業・行動計画，今後の助言の機会，のようになっている。これらはすべて無料である。

PEPの方は、既存の企業経営者ができる限り多く参加できることをねらいとしており、さまざまなテーマでの1日コースが多数準備され、さらに半日制や夜間制も用意されている。参加者はこうしたセミナーを幾つでも受講できる。こちらは1日当り35ポンドの自己負担を要するが、開業後1年以内の事業者は無料になっている。

PEPのセミナーテーマは、マーケティングや販売促進、資金調達、簿記、基礎会計、財務管理、コンピュータ利用、雇用、税制などの基礎的なものが中心であるが、LEAや専門学校、専門企業・団体などの協力を得て、実践的な講習と受講者個々の問題に応じた討論を進めていくことが意図されている⁽⁴⁶⁾。

MSCとしては、TFEのための予算を84—85年には9百万ポンド、85—86年には11.6百万ポンド、86—87年には18.6百万ポンド、87—88年には19.3百万ポンドと増額し、対象者総数もこの間7,870名から68,600名にまで急増している⁽⁴⁷⁾。

MSCではこの他各地のビジネススクールなどと提携し、中小企業経営者

英国における「中小企業政策」と「新規開業促進政策」(1) (三井)

の資質向上のための「成長プログラム」(GP, 12週間コースで問題発見を重視)等の教育訓練を援助している。よく知られているものはダラム大学ビジネススクールの場合で、ここでは上のMEPとGPとを結びつけ、それぞれに参加する人材と企業の双方に成果をもたらすような方式がとられている⁽⁴⁸⁾。

上にあげたようなマンパワー委員会による訓練が主には成人職業教育の一環として構想されてきていたのに対し、ボルトン委員会報告に基づき設立された雇用省のもとでのスモールファームサービス(SFS)自体が、貿易産業省DTI管轄下の頃(Small Firms Information Centres)から、事業開業希望者や既存企業の経営者のために個別の具体的な問題に対する相談や助言(カウンセリング)に当たってきていることは言うまでもない。88年に出されたSFSの活動年次報告⁽⁴⁹⁾によると、SFSは全国14のセンターと298の地域相談室で年間に約26.6万件(86年には約28万件)の問い合わせ・相談に応じ(主に電話による)、かたわらSFS専属の約300人のカウンセラーによって詳しい相談の任に当たっており、その数は年間3万9千件に及んでいる。ここで取り扱われるテーマは、マーケティングから金融問題、法律問題など幅広いが、SFSの性格上主には新事業の設立に伴う問題であって、86年の年次報告によれば、カウンセリングの30%は「企業開設手当」(EAS)による開業相談や必要な指導にかかわるものであるという(表2-2も参照)。

表2-2 スモールファームサービスの活動(イングランド)

Performance of the Small Firms Service (England)

	1981-82	1982-83	1983-84	1984-85	1985-86	1986-87
Enquiries	183,140	218,651	290,525*	242,101	254,752	283,537
Counselling Sessions	15,758	20,167	25,249	34,180	35,114	38,210*
Expenditure (£m)†	0.6	0.9	1.3	1.6	2.5	2.5
Receipts (£000)	43	49	74	35	34	39

*Short term increase arising from national advertising campaign.

†Programme cost only(excludes administration costs).

(出所) 表2-1に同じ。

雇用省では最近では既存企業への援助も重視し、金融問題や業種転換、市場拡大などの問題のカウンセリングを行う「企業発展サービス」(Business Development Service) も始めた。

また、DTI では中小規模企業の技術力向上のため、経営診断指導(コンサルティング)を補助する「技術指導サービス」(Technical Advisory Service)、主に不況地域の既存中小企業を対象とし、マーケティングや財務管理、さらにはOA化などに関する経営診断指導を助成する「経営改善サービス」(Business Improvement Service)を84年より実施している。このBISの財源には、DTIの予算の他、ECの「欧州地域開発基金」が当てられてきた。

ECがこれまでの補助金政策を変更するにともない、先にみたように、DTIは88年冒頭、新たに「エンタープライズ・イニシアティヴ」を開始すると発表した。このイニシアティヴ自体の主な内容は、全国の中小企業に無料の経営診断の機会を提供するものである。

DTIの広報によれば、この「コンサルタンシー・イニシアティヴ」は日々の業務に追われて自社の経営状態を見直すことのできない中小企業経営者のために、「第1には、企業カウンセラーによる2日間以内の無料の『ビジネスレビュー』カウンセリングがある。カウンセラーは事業経験豊かで、企業の活動全般を点検し、明確な助言を与え、どのコンサルタンシー・イニシアティヴが最適であるかを推薦してくれる。マーケティング、デザイン、生産システム、品質、事業計画、財務・情報システムという6つの分野についてのイニシアティヴのもとで、5日から15日までの民間の専門コンサルタントの指導が一般の半分の費用(助成地域または都市プログラム地域では1/3)で受けられる。コンサルタンシー・イニシアティヴは、GB内の使用者数500人未満のほとんどの企業またはグループに開かれている」⁽⁵⁰⁾となっている。

DTIのもとでのコンサルティングが他の機関の活動と異なる点は、何よりも既存の企業を専ら対象としているところにある。しかし、SFSのコンサルティングサービスも、次第に既存企業の方に重きを置いてきている。これに対し、DTIではそのコンサルティングの内容が基礎的なものというよりも

英国における「中小企業政策」と「新規開業促進政策」(1) (三井)

専門的で、基礎的な指導助言を必要とする段階より発展を遂げた企業を対象にするものと説明している。もちろん、各企業の要請に対しては、DTIとSFSとが連絡を取り合っ て対処していくことになる⁽⁵¹⁾。

政府直属の省庁ではないが、政府資金により運営されているウェールズ開発庁、地方中小工業振興公社 (CoSIRA, 現在は地方開発委員会RDC), 協同組合開発庁 (CDA) などの各機関の主な業務が、コンサルティングやアドバイスにあることは言うまでもない。例えば、CoSIRAは専門家によるアドバイザーサービスを補助金つきで行っている。ウェールズ開発庁では、専門家による経営診断や相談を実施する一方、独自の経営訓練計画を専門学校の教育で実施している⁽⁵²⁾。

しかしながら、これらのさまざまな経営相談や診断、経営教育訓練などの機会が事業者側から十分に活用されているものかどうか、あるいはまたそれらがふさわしい水準の内容であるのかどうかについては、疑問の声もないわけではないことを付け加えておかねばならない⁽⁵³⁾。

(3) 地方自治体ならびに民間機関による経営指導・訓練策

① LEA (地方企業開発庁) の広がり

英国の政策は政府レベルを離れると実に多様である。

その中でも代表的なものとなっているのは、「地方企業開発庁」(Local Enterprise Agencies, LEA) である。LEAというのは分かりにくい存在であるが、一口に言えば「下からのイニシアティブで」事業活動の振興を図るといふねらいの機関であり、あくまで民間主体であって公務機関ではない。そのスタートは1978年にさかのぼるとされ、以後各地に続々と誕生し、現在全国に約400のLEAがあるとされている。しかし、その財政主体・運営方法・規模・活動内容等もさまざまであり、必ずしもどれがLEAでどれはそうではないといった区分はできない。

全国の LEA の活動を糾合し、政府からの支援を図るために81年に民間チャリティ団体「ビジネス・イン・ザ・コミュニティ」(BiC)がチャールズ王子を頂いて設立された。BiC は86年に全国のLEA245機関の名簿を作成しているが、それによると各 LEA の資金を提供しているスポンサーはさまざまであり、テレコムやBSC、国鉄などの公営企業、エッソ、ICI、GEC、BP やマークスアンドスペンサーなどの民間大手企業、ナットウェストやバークレイズをはじめとする大銀行がしばしば顔を出している。それぞれの地方では、バーミンガムではルーカスやゾーン EMI というような代表的な大手企業が加わっており、ブリティッシュ・コールも重要な役割を果たしている。加えて、他の地元有力企業、さらに商工会議所やコンサルティング企業などが参加している。『ファイナンシャルタイムズ』によると、民間からのスポンサーはのべ4,150になるという。その一方、地元自治体の参加例も少なくない⁽⁵⁴⁾。

CEI の84年での調査によると、全国平均で資金比率は民間企業からのものが59%を占め、地方自治体からの資金が26%、中央政府からのものが15%となっている。平均的には、年間£36,000の資金（但し、現金で提供される資金が財政の全てではない、建物等の現物提供や無償での人員派遣などもかなりある）に基づき、年750件の相談に乗り、90件の新規開業を実現させ、このほか既存企業で100の雇用増を図らせているという⁽⁵⁵⁾。

英国政府は従来 LEA の活動を直接援助はしていなかったが、地方によってはさまざまな補助金を受けている LEA もある。さらに政府は雇用省より LEA の活動を一律に援助する「地方企業開発庁補助金制」(LEAGS)を1986年から始めた。87/88会計年度には、186のLEAがのべ271万ポンドの補助を受けている。また、BiCによる LEA のスタッフのための講習に、17万ポンドが交付されている⁽⁵⁶⁾。LEAGS はあくまで民間資金を引き出し、LEA の活動を円滑にするためのものと限定されているが、中には政府補助によらないと存続できない LEA もあると言われており、LEA のありようも一様ではないことを裏書している⁽⁵⁷⁾。

② LEA の活動の実情

BiCの資料によると、LEAの活動としては、「新規及び既存中小企業の開業・発展への援助、雇用創出援助、新しい訓練計画展開への援助」を目的とし、①小規模ワークショップ建物の運営、②「種籽 (seedcorn)」となる資金援助への紹介・運営、③事業経営訓練とセミナーの提供、④ YTS の運営機関、⑤地域の学校での事業家素養 (カルチャー) 推進、⑥ビジネスコンペの開催、⑦スモールビジネスクラブの開催、⑧地域の資産目録の作成、⑨販売のための事業展示会開催、⑩投資家との「仲人役相談所 (marriage bureau)」運営、⑪地域の企業名簿の作成推進、⑫イノベーションセンターの運営、⑬発明家クラブの運営、⑭「情報技術センター (ITC)」との提携ないし運営、⑮中小企業の輸出促進、⑯環境や観光プロジェクトの推進、などとなっている⁽⁵⁸⁾。LEA 自体が直接融資などに携わっているものは少なく、活動の中心は何といても経営相談と広報活動、さらに経営訓練・セミナーである。相談やセミナーの大部分は無料で提供されている。

その指導やカウンセリングの任にあたるのは、スポンサーとなっている大企業や銀行から派遣されてくる者が多い。従って、彼らの経験が実践の面で生かされていると言われるが、他方大企業の余剰人員のはけ口ではないかという批判もある。

LEA の中でも最も代表的といわれるのが、79年にロンドン商工会議所によって設立された、シティに本拠をおくロンドンエンタープライズエージェンシー London Enterprise Agency (LEntA) である。ここでは開業希望者のための1日コースと週末4回制コース (いずれも有料) を中心にしたプログラムが事業の主体になっている。また、バイヤーを招いて受注の獲得を図る実利のあるセミナーを特徴にもしている⁽⁵⁹⁾。83年にここで援助を受けた数は約2,000件、うち70%はサービス業関係、60%が新規開業、「Build your own business」という独自のコースの受講者はのべ3,890人と報告されている⁽⁶⁰⁾。

ロンドンの西、レディングにある82年設立のパークシャーエンタープライズエージェンシー Berkshire Enterprise Agency の場合、設立主体は地元自治体で、収入の約半分はパークシャーカウンティから出ている。この職員の7人のうち4人がアドバイザーとなっており、いずれも大企業などでの実務経験を持つ。86年でのカウンセリングのべ件数は888件、うち開業希望が524件である。レディングなどの南部地域は新産業の発展の場とされており、コンピュータ関連やニューサービスなどにかかわる開業アイデアを持ち込んでの相談が多いが、アドバイザーは個々のカウンセリングのなかでアイデアの問題を洗いだし、需要見通し、事業計画、資金計画などに至るまで細かく指導をしている。

このエージェンシーの場合ユニークなのは、建物不足問題などから CoSIRA との結びつきが深まり、補助金制の利用とともに農村部の古い建物を改装しての製造業や観光関連の事業の場を確保しようとしていることである。今一つは、政府による企業への助成が乏しいため、カウンティ独自で「パークシャーベンチャーファンド」を87年から始めたことである。この基金は自治体の年金基金を年50万ポンド運用し、事業拡大・既投資分の転売・近代化・新製品開発・新分野進出などを考える小企業に1件当たり5万ポンド程度の出資（5から7年で転売）を行う。この事業への窓口ならびに指導と第1次審査をエージェンシーが担当するのである⁽⁶¹⁾。

ロンドンやレディングなどの事業環境が比較的恵まれているとすれば、北東部の LEA は造船・機械などの産業衰退と高い失業率のなか、より厳しい環境のもとで多様な活動を行っている。ニューカッスルに本拠をおいて82年に設立された「エントラスト Entrust」(The Tyne and Wear Enterprise Trust Ltd. タインアンドウェアエンタープライズトラスト) は、ECの「欧州社会基金」の助成とタインアンドウェアカウンティカウンシルの支出が主な財政基盤であるが、年間予算は60万ポンドに達する。ただし、このカウンティは86年に解体され、「欧州社会基金」の援助も打ち切られたため、以後は5

英国における「中小企業政策」と「新規開業促進政策」(1) (三井)

つのディストリクトが政府の援助をえてエントラストを支えている。

エントラストはタインアンドウェア地方に5つのセンターを持ち、25人のスタッフを擁している。その1/3はスポンサー企業等から派遣できている。この事業は、MEPなどの訓練の実施、EASにともなう相談教育など各種のプログラムはもとより、「コミュニティビジネス」⁽⁶²⁾振興など多岐にわたっているが、特徴あるものは、企業の開業や既存企業の経営改善を「ビジネスデベロップメントユニット」の個々のプロジェクトとして実施していることで、その数は年間1千件にのぼる。それぞれはごく短時間の面接で終わるものもあるが、なかにはのべ100時間以上をかけ、総合的な対策を相談するものもある。いま一つは、後でも触れるように、独自の「ワークショップ建物」(賃貸作業所)を経営していることである。

エントラストはスポンサー企業の支援による独自の融資や投資基金を持ち、さらにEC欧州地域開発補助金などにかかわっているので、資金面からの援助体制も整っている。

エントラストのみならず、サウスシールズの自治体や地元企業、さらに労組などの協力で作られたTEDCO (Tyneside Economic Development Company Ltd.)もLEAの一つとして、経営指導や訓練とともに、後述のように約40企業が入っている大規模なワークショップを経営しており、また各企業、自治体、政府機関などからの融資や補助を扱っている。TEDCOの母体となったのは、地元有力企業であるノーザンエンジニアリング社が合理化による雇用削減対策として設立した「ロンドン雇用開発社」(JCL)の提案であり、閉鎖する地元工場を提供したプレッシー社、サウスシールズ/ヤーロウ労組評議会、タインサイドコミュニティアクション計画委、そしてサウスタインサイド市当局がこれに参加した。TEDCOの経営には、JCLがあたっている。

また北東地域では、特に青年層の独立開業とさまざまな仕事起こしに取り組んでいる、80年にニューカッスルで設立された「プロジェクト・ノースイースト Project North East」(PNE)という独特なLEAもある。PNEの

活動は、地元自治体や政府、MSC などの全面的な後援のみならず、民間団体の支持も受けており、後に触れる「ライブワイア」のコンテストの推進や、「プリンス・トラスト」の支援を受けて若い事業家を育てる大規模なユースエンタープライズセンターの設置（ニューカッスルとサンダーランド）、デザインセンターとなる「デザインワーク」という名の建物設置（ゲーツヘッド）などに特徴がある。デザインワークの設立にはファッションチェーンの「パートングループ」が全面支援しており、建設工事には青年の失業救済事業である「コミュニティプログラム」が活用されている。また PNE はノーザンユースベンチャーファンドという独自の投資基金を持っている⁽⁶³⁾。

LEA の存在は、英国流での「大企業と中小企業のかげ橋」とも言われる⁽⁶⁴⁾。また、各地域に関してみれば、政府の SFS と民間の LEA、さらにその他の指導機関が入り乱れて存在しているような格好になるが、一般には LEA は新規開業者や零細事業者が主な対象で、SFS はより大きい規模層を相手としていると説明されている。しかし、後でみるように、各々の関係は必ずしも協力的ではなく、今後は諸機関の間関係整理、ネットワークの確立を図って、事業者のニーズに適した体制をとるべきであるとも勧告されている⁽⁶⁵⁾。

③ 自治体の活動

LEA という形をとっていないが、自治体が独自に経営指導や中小企業支援のための機関をおいているところがみられる。

イーストアングリアに隣接する南東部のエセックスカウンティカウンシルは、84年にエセックスビジネスセンター Essex Business Centre をエセックス高専にかかわる機関（カウンシル中央委員会の下部部門）としてチェルムスフォードに設立した。このセンターは中小企業の振興と職業訓練や雇用拡大、輸出促進などの活動を総合的に図る役割をもっており、20人のスタッフを擁している。この地域は「繁栄する南部」のうちであり、また電子機器

英国における「中小企業政策」と「新規開業促進政策」(1) (三井)

や自動車工業が展開されているが、近年は失業問題が深刻である。センターの活動はさまざまな業務を担っており、①相談助言(面接や訪問)、②訓練(開業、技能向上、輸出関連など)、③エセックス製品週間開催、④スモールビジネスフェア開催、⑤雇用促進活動(海外企業などの立地推進)、⑥エセックス輸出庁の運営、⑦エセックスヤングエンタープライズセンターの運営、⑧エセックス協同組合開発庁との協力、⑨ SFS の業務、⑩ DTI の「エンタープライズイニシアティブ」の業務、などとなっている。また、チェルムスフォード商工会議所も同じところに事務所をおき、事務長がビジネスセンターのカウンセラーをかねている。⑦にかかわっては若い事業者のための共用設備つき建物も提供しており、他に自治体自身もワークショップ建物を提供している。

センターでの訓練は MSC の各種プログラムの実施が中心で、高専や地元企業者、コンサルタントなどがチューターになっているが、ビデオによるケーススタディに基づく誰でも入れる入門用「ワークショップ」というものも用意されている。ここで事業のあり方についての討論で考えを深めてもらい、自分のプランをつくらせ、その後個人面接によるカウンセリングにつなげていくという方式である。センター独自のコースははじめは料金をとっていた。

エセックスにも8つほどの LEA があるとされており(ビジネスセンターもBiCのLEA名簿に載せられている)、これらとの関係は微妙なところであるが、LEA が自治体レベルのとりくみにあまり協力的でない、また LEA には幅広い専門能力が不足しており、大企業出のスタッフが経験でものを言ったりするなどの弊害があるとのみかたをしていた。ともあれ、自治体として LEA などとの協力連携に努めているものの、それぞれのイニシアティブの土台の差が現れているようである⁽⁶⁶⁾。

自治体の活動の中でも留意すべきなのは、旧グレーターロンドン、ウェストミッドランズなどの自治体が労働党主導のもとに進めてきた「地域産業政

策」であろう。これらの活動も、地域内の中小企業の経営改善や雇用機会の創出などに深くかかわっている⁽⁶⁷⁾。しかし、それらの政策は主には「新規開業」を直接推進しているものとは言えない。むしろそうした活動は、次に触れる民間イニシアティブからの運動等にむすびついて、少数民族系の人々の「自立」促進などに目的を定められている傾向にある。

それでも、各市区町村などでの取り組みについては、さらに詳しくみていく必要もあろう。

④ 民間イニシアティブによる経営指導・「自立開業促進」策

英国の施策状況でいっそう特徴的なのは、いわゆるチャリティとボランティア運動を基盤とした民間団体により、新規開業や経営改善に向けての指導や訓練が盛んに行われていることである。LEA への支援もそのうちに含まれる⁽⁶⁸⁾。

こうした活動は一般に何らかの目的性をもっている。たとえば、多数の企業と労働組合が会員である大規模な組織の「産業協会」(The Industrial Society)は、「Head Start in Business」といった30歳以下の青年の自営開業を助ける事業を行っており、8週間にわたる訓練がその中心になっている。81年以来これによる開業例は1,000以上あるという。

チャールズ王子が中心となっている「Prince Youth Business Trust」は、この種のもののうち最大で、困難な条件のもとにある若い事業家を育てることを目的とし、相談や訓練とともに、資金援助としての顕彰制度(1件1,000ポンド)と低利融資(5,000ポンドまで)をすすめている。トラストとしては、顕彰と融資対象者には訓練を受けてもらうようにする構想である⁽⁶⁹⁾。

「Operation Livewire」は、16から25歳までの青年に独立して自分の企業やコミュニティ事業を起こしてもらうことを目的とし、82年からスコットランドで始まったものである。この活動のうちでもよく知られているのは、シェル石油がスポンサーになっているコンテストであるが、その参加者はシェルのネットワークを通じて事業へのアドバイスを受けられる仕組みになっ

ている。

「Instant Muscle」は81年にティーンエイジャーの自立をめざしてつくられた全国組織で、現在民間企業や諸団体、MSC、有志の手で支えられており、青年の能力養成や開業、EASへの参加を図るとともに、中小企業のネットワークをつくって地域住民へのサービスを提供する事業を進めている。

「Project Fullemploy」は1973年にできた団体で、21のセンターを持ち、おもに大都市の少数民族系の青年の自立を助けている。資金は民間企業やチャリティ団体、さらに政府や自治体、MSCより提供されており、年間350万ポンドからの予算をもっている。

ここでの活動は青年に職業能力をつけさせることであるが、近年は独立開業が重視されている。そのため、いくつかのおもな訓練コースのうちに「エンタープライズ」というコースも設けられた。

プロジェクトフルエンプロイのロンドンイズリントンの「自営業センター」では、訓練は集団討議を中心にし、週4日ずつ5週間及び2日ずつ8週間の開業準備レベルのコースと、現場実習を含め9カ月間の新コースがあり、後者は25歳以上の女性で就業を希望する人に専門能力をつけさせることをおもに意図している。年間300人ほどがここでの訓練を受けられるが、少数民族系の青年はEASのみならずさまざまな援助や融資を受けやすいため、準備不十分のまま開業してしまう危険を強く配慮しているのが特徴である。そのためか、開業した後の生存率は低くはないが、また相談にくる例が増えているという。

このセンター自体が私営のワークショップビルのなかにあるが、他のスペースも開業者で既にいっぱい、大都市内で事業空間を見つけることの困難が問題になっている。開業例の半数近くは自宅で営業しているとも回答されている⁽⁷⁰⁾。

このような形で、現在の英国での経営指導と事業訓練は、さまざまなレベ

ル・機関で大変な熱気をはらんで進められている。そのスタイルはわが国などのものとは相当異なり、いわば「手とり足とり」という姿に近いのであるが、これによって自営業開業が加速されていること、また「企業経営のABC」とも言うべき知識や考え方が普及し、まさしく「企業文化(素養)」を根づかせつつあることは否定できない。

- (44) こうした英国など欧州諸国における開業促進への経営指導策の実情を紹介した研究や文献は、これまでわが国では皆無に近い。
- (45) National Audit Office: *Department of Employment/Training Commission: Assistance to Small Firms*, 1988; Haskins, G.: 'Small business management training in European business schools and management centres', in Scott, M., et al. (eds.): *Small Firms Growth and Development*, Gower, 1986; *Employment Gazette*, No. 12 Vol. 95, 1987.
- (46) 'Training for success', *Nat West Small Business Digest*, No. 27, 1987.
- (47) J. Cope 雇用省次官の議会答弁による。 *Employment Gazette* No. 8 Vol. 95, 1987.
- (48) Gibb, A. & Dyson, J.: 'Stimulating the growth of owner managed firms', in Lewis, J., et al. (eds.): *Success and Failure in Small Business*, Gower, 1984.
- (49) Department of Employment: *Small Firms Service; Annual Report 1985-86*, 1986; — : *Small Firms Service; Annual Report 1987-88*, 1988; *Employment Gazette*, No. 12 Vol. 96, 1988.
- (50) DTI: *Business Enterprise*, p. 17.
- (51) DTI: *DTI—the department for Enterprise*.
- (52) Haskins, G., et al.: *A Guide to Small Firms Assistance in Europe*, Gower, 1986.
- (53) Burns, P. & Dewhurst, J.: 'Great Britain and Northern Ireland', in Burns & Dewhurst (eds.): *Small Business in Europe*, Macmillan, 1986.
- (54) Business in the Community: *Directory of Enterprise Agencies*, 1986; Centre for Employment Initiatives: *The Impact of Local Enterprise Agencies in Great Britain in 1985*, 1985; 'Financial Times Survey: Business in the Community', *Financial Times*, 17 July 1987.
- (55) Centre for Employment Initiatives, *op cit.*; P. Beard と D. Mundy による 31th ISBC, Workshop 9における報告 (The enterprise agency route to successful small businesses)。

英国における「中小企業政策」と「新規開業促進政策」(1) (三井)

- (56) NAO, *op cit.*
- (57) DTI: *Industrial Development Act 1982; Annual Report.*
- (58) *Business in the Community: Enterprise Agencies-Good for Business*, 1986.
- (59) Nabarro, Davies, Cobbold & Galley: *Local Enterprise and, the Unemployed*, C. Gulbenkian Foundation, 1986.
- (60) 浜田, 前掲「イギリスの中小企業政策」。
- (61) パークシャーエンタープライズエージェンシーでの聞き取り (87年7月) 及び資料による。
- (62) 「コミュニティビジネス」というものは分かりにくい存在であるが, いくつかの地方で進められているとりくみで, 深刻な雇用難を打開し, あわせて地域の生活環境や住民サービスの向上を図るための「事業起こし」であり, 地域住民が主体となって自治体やその他の支援を受けている。スコットランドで広がっているが, その形態も内容もさまざまとみられている。Nabarro, R., et al., *op cit.*
- (63) 87年6月の現地各機関訪問での聞き取り, 提供資料及び, *Employment Gazette*, No.9 Vol.95, 1987 による。
- (64) Gibb, A. & Durowse, H.: 'Large business support for small enterprise development in the UK', *LODJ*, No.1 Vol.8, 1987.
- しかしまた, その意味では, 工場閉鎖や人員整理を行って雇用状況を悪化させてきた大企業が LEA などを支援することで社会的非難を免れようとしているという批判も聞かれる。
- (65) DoE: *Background Note: Small Firms*, 1986, (Unpublished press sheets); NAO, *op cit.*
- (66) 87年4月の現地訪問聞き取り及びその後の提供資料 (Essex Business Centre: *Action for Business*, 1988 等) による。
- (67) 詳しくは, 拙稿「最近の英国経済と中小企業」『中小商工業研究』第8号, 86年, 同「英国の中小企業と経済・社会」『経済』第289号, 88年, 同: 'First impressions: A preliminary report on a research into small business policies in Britain', *Keizaigaku Ronshu*, No.2 Vol.20, 1988 (『駒沢大学経済学論集』第20巻2号, 88年)。
- (68) 以下は, おもに, 'Business in the Community', *Financial Times*, 1987; Nabarro, et al., *op cit.* による。
- (69) 「プリンス・ユース・ビジネス・トラスト」は, 82年から王子の基金で若い事業家への顕彰制度を実施してきた YBI「ユースビジネスイニシアティブ」が, YES の名で知られた, National Association of Youth Clubs 青年クラブ全国連盟による84年設立の青年事業家向け低利融資制度である「ユースエンタープ

ライズスキーム」と合同する形で、86年につくられた。*Livewire Link*, No.4, 1986.

- (70) 87年7月の Islington Clerkenwell Selfemployment Training Centre 現地訪問聞き取りと提供された資料による。

第3章 開業への「建物政策」

(1) 「マネージド・ワークショップ」供給促進策の展開

先にも見たように、英国の政策においては、地域開発のねらいとむすびついて、新規開業者などの事業用建物の供給を図る策が実行されている。

こうした政策は、必ずしも最近のものではなく、70年代より各地で始まっている⁽⁷¹⁾。私営の工場アパートや小規模作業場の供給はもちろん少なからずあるが、これらの事業用建物供給の特徴は、特に新規開業者などを対象に、地域の相場よりも安い賃料で、小規模なスペースを提供し、しかも *managed workshop* という呼び方がなされているように、はっきりした目的性をもって運営されており、多くの場合さまざまな付加サービスが提供されているのである。

小企業の場合、大きすぎるスペースや多額の費用をかけて新規に建築された建物などでは賃借料を負担できない。また、新規開業者などの場合通常、5年間といった長期の賃貸契約を求められても、それだけの事業見通しはもてないし、保証金も負担できず、時には立地を変えていくことが必要にもなる。こうした条件に見合う事業スペースの供給であり、またスタートアップの「インカベータ」的なものにふさわしいサービスとアフターケアがあれば望ましいということになる。

環境省編のケーススタディとマニュアルでは、「*managed workspace*」の基本的な特徴として、①100平方フィートくらいから2,000平方フィート位までの小さい単位であること、②賃借者にとって簡単な手続きで弾力的な利

英国における「中小企業政策」と「新規開業促進政策」(1) (三井)

表 3-1 地方自治体によるワークショップ建設計画の動き

Small Workshop Provision in the Local Authorities Surveyed¹;
Analysis by Size, Year of Completion, and Developer
(Number of Workshops)

Developer	Date of Completion						
	1978 ²	1979	1980	1981	1982	1983	1984 ³
<i>Workshops not exceeding 1250 sq ft</i>							
Local Authorities	51	53	26	79	260	168	366
Other Public Sector	0	8	10	54	37	42	53
(TOTAL PUBLIC SECTOR)	(51)	(61)	(36)	(133)	(297)	(210)	(419)
Financial Institutions	0	14	0	25	0	0	26
Other Private Sector	0	25	62	126	184	235	310
(TOTAL PRIVATE SECTOR)	(0)	(39)	(62)	(151)	(184)	(235)	(336)
Joint Ventures	0	0	12	23	73	172	67
TOTAL	51	100	110	307	554	617	822
<i>Workshops over 1250 sq ft up to and including 2500 sq ft</i>							
Local Authorities	6	54	50	77	48	27	65
Other Public Sector	1	19	16	31	27	20	41
(TOTAL PUBLIC SECTOR)	(7)	(73)	(66)	(108)	(75)	(47)	(106)
Financial Institutions	0	0	2	10	0	5	2
Other Private Sector	0	8	24	144	161	121	123
(TOTAL PRIVATE SECTOR)	(0)	(8)	(26)	(154)	(161)	(126)	(125)
Joint Ventures	0	0	3	51	45	19	24
TOTAL	7	81	95	313	281	192	255

Source: LA Statistical Survey (1984)

1. It is not possible to derive an accurate national picture of small workshop provision by grossing up the figures in the 39 LAs responding to the survey.
2. The figures for 1978 cover units started after March and do not therefore represent the full year's completions.
3. For 1984 the figures include schemes started up to the end of September 1984, as yet incomplete, but with an expected completion date in 1984.

(出所) DTI: *The Small Workshops Scheme*, HMSO, 1985.

用ができること、③支援サービスを共用できること、をあげている⁽⁷²⁾。また、他の研究では、①小単位のスペース、②月決め等の短い契約期間、「込み」の支払い、のほか、③マネージャーが建物管理のみならず、入居企業への事業アドバイスを行える、④さらに各種の共用サービスがある（オフィス業務、目標管理的アドバイス、機械設備等）という点を指摘している⁽⁷³⁾。

こうしたさまざまな付加的サービスのあるワークショップ供給と運営の策は主に不況地域や大都市の自治体の手で、地元の企業などとの協力により推進された。

ワークショップ建物の総数ははっきりわかっていないが、全国には500ヶ所ほどあるとも報じられている。87年に出された環境省のレポートには、140件ほどの所在が紹介されている⁽⁷⁴⁾。

DTIの依頼による調査によると、表3-1のように、1984年に地方自治体によってつくられたワークショップ建物は、1,250平方フィート以下のものが366、2,500平方フィート以下のものが65を数えており、それ以外の公共機関によるものも各53ヶ所、41ヶ所ある。自治体によるものは800平方フィート前後の小規模なものが多い。民間からのワークショップ供給は今後減少するとも予想されている。

こうしたワークショップの供給を促進するため、政府は80年より「小規模作業場制度」(Small Workshop Scheme)を始めた。そのねらいは、小企業の営業に向く小区画の作業場の供給を促し、新規開業事業者の利便を図るとともに、旧来の工場建物などが未使用のまま放置され、地域の荒廃を加速するのを防ぎ、地域の再活性化を図ることにあると言える。

このSWSにより、2,500平方フィート以下の対象に対し、工場などへの建設費用の50%ならびに、その後償却分として4%の課税を減ずる制度であった事業用建物税制(Industrial Buildings Allowance)が、さらに特例として100%控除されることになった。IBAの引き上げもともなって、この制度は以後手直しが加えられ、賃借契約されている建物も対象になり、対象となる

英国における「中小企業政策」と「新規開業促進政策」(1) (三井)

用途も製造業のみならず修理や特定のサービス業務、生産用の在庫倉庫などにも広げられた。ただし、IBAの強化と引き換えに、SWS自体の対象は1,250平方フィート以下に引き下げられている⁽⁷⁵⁾。

SWSの存続は必ずしも定まっていなかったが、これが自治体や民間レベルも含めて、小企業向けの事業用建物の供給促進に効果をあげていることは事実であろう。自治体は地域の振興や産業再配置のため、また未利用土地や建物を改善して自治体税収の安定化をはかるためにもこうした制度を促進した。そのために、民間の運動や基金などとの協力で、各種の運営事業体などが設立されている。また、民間企業でもこうした建築や不動産供給に関心を持つところが少なくない。LEAがワークショップの経営にあたっている場合もしばしば見られる。さらに、合理化のため閉鎖した工場などを抱えた大手企業にとっては、有効な資産活用機会にもなったのである。

(2) 公営ワークショップの実態

こうしたワークショップの実情やその実現にいたる経緯については、先に引用したようにいくつかの報告が出されており、ワークショップ建設へのマニュアルともなっている。

ワークショップの定義自体がいろいろ解釈できるものなので、手短かにその実態を見ることは難しい。その中で、先の環境省のケーススタディでは、①ワーキングコミュニティ（共同事業活動と共同運営主眼）、②スタートアップスペース（新規開業者向け）、③イノベーションセンター（新製品開発推進、インカベータ的）、④エンタープライズワークショップ（助成を受けて多様なサービスを提供、利用期間等の制限がある）、⑤コミュニティワークショップ（地域コミュニティの中心になる役割）⁽⁷⁶⁾、⑥ユースワークショップ（青年の訓練を重視）、⑦クラフトワークショップ（芸術やクラフトワークの場）、⑧ビジネスセンター（大都市でオフィスの場を提供）、⑨先端技術センター（高度場技術開発の場）、といったタイプわけを行っている。この中でも、実際に多くの新規開業の動

きにかかわるところの大きいのは、②、④、⑧であろう。

先にみたように、LEA がワークショップを運営している例も少なくない。特に失業の深刻な北東イングランドなどにおいては、LEA や地方自治体がさまざまなワークショップを各地につくっている⁽⁷⁷⁾。

前章でも触れた北東イングランドで大規模に活動している LEA である Entrust は、民間資金と公的資金の両方を活用してつくったワークショップ建物も運営している。

ニューカッスル中心部の古い醸造所を改造して86年につくられたこのワークショップ「St. Thomas Street Workshops」には、サービス業、商業、製造業を含めて約20の事業者が入っており、テナント料は月200ポンド以下で、エントラストによる常駐管理者（元銀行管理職）のサービスや相談指導が受けられる。エントラストはワークショップの光熱費などかなりの運営費用を寄付や助成金でまかなっている。ここでは入居可能期間に大きな制限はない。

ニューカッスル市も81年より地元での公営ワークショップの建設に努めており、4ヶ所、延べ120ユニット分を既に提供している。この「New Enterprise Workshops」は、造船所地域やティン川沿いの工場地域などにあり、古い工場建物や屠殺場、イングリッシュエステートが建てた工場等を市がリースし、政府や EC からの援助を得て、おもに製造業関係の新規開業者に300平方フィートから900平方フィートのスペースを、週総額£14程度から35くらいという非常に安い料金で提供している。また、ワークショップには経営指導員や技術指導員が常駐し、NC 機を含む金属加工や板金加工、塗装、溶接、木工等の共用設備が提供されているなど恵まれた環境にある。市としても「新規開業助成金」を設ける一方、展示会やセミナーを開催し、積極的な受注斡旋・市場開拓も図っている。ただし、ここを利用できる期間は原則として2年間である。

同様のエンタープライズワークショップは周辺の自治体でも設けている。ティン南岸の工場団地にあるゲーツヘッドのワークショップの場合、テナン

英国における「中小企業政策」と「新規開業促進政策」(1) (三井)

表 3-2 公営ワークショップに入居している企業例
(サウスシールズビジネスエンタープライズセンター, 1987年)

Proprietor or Company	Unit No
Action Advertising	J 03
Admiral Courier Services	L 03 a
Barry Rae-Catering	J 12 a
Bede Engineering Services	L 09
Brasilia Products	B 15 a
C. J. Filcher Rustic Furniture	C 19
Caer Urfa Removals	A 11
Chesterfield Films	K 07
David Wilkinson Fine Art & Mural Work	B 24
Dearden Refrig'n & Electrical Repairs	A 01 C 26
Entrust	K 06
Fechner Design	L 12
Gregsons Pipework Limited	L 05
Henderson Associates	J 14 c
Jemma Co-ordinates	B 06
K. L. Security	L 10
Link-Up Business Research	J 14 d
Lytton Park Vehicle Services	K 12
Morgan Moore Limited	D 06 L 08
N B Management Services Limited	L 04
Network	L 03 b
Northern Region Low Pay Unit	K 03 K 04 K 04 K 04 a
Northumbria First Aid Services	B 03
Plessey Communication Systems Limited	K 08 K 09 K 09
Porchmaster	C 13

Proprietor or Company	Unit No
Primesight	L06 L07
Robert Hullah-Consulting Engineer	J 07
Satin & Lace Bridal Wear	B 12
Scotia Engineering Technical Services	B 10 a
Seismic & Marine Services	L11
Simonsen & Weel Limited	J 14 a
TEDCO-Conference Room	J 09
TEDCO-Reception	R05 R05
TEDCO-Management	K02 K02 K05 R02 R03
TEDCO-Meeting Room	K01
TEDCO-Stores	J 15
Tyne & Wear Doors	C 03
Tyne Steel Products	D01
Tynesafe Limited	J 14 b
W T Electrics	B 01
W. Brown (Clothing Manufacturer)	B 04 a
Wilkinson & Sowerby (Upholsterers)	C 31
Wizz Print	B28
Wood Crafts	C 05

(出所) 同センター資料による。

ト料は週£43であった。

タイン南岸の工場町サウスシールズでも、26%もの高い失業率に対処するため、自治体を中心になって設立した LEA である TEDCO (前述) が閉鎖されたプレッシー社の第二工場(電話交換機)の半分を借り、改装して85年より大規模なワークショップ「Business Enterprise Centre」を運営している。ここでも週£30程度のテナント料(コンプレヘンシヴ・ライセンスフィー)で、共用サービスとして、常勤者によるオフィス事務、電話受付、パソコンやタイプ利用、会議室利用、そして常駐指導員による経営相談(無料)が受けられる。また、入居企業により、比較的設備のよい食堂が設けられている。

英国における「中小企業政策」と「新規開業促進政策」(1) (三井)

ここでの入居企業の構成を表3-2に示した。かなり雑多であり、アートや工芸から管工事業まで入っている。また、エントラストのオフィスもある。

共用サービスなどを積極的に提供している場合が全てではない。採算ベースをある程度考慮し、また多様な事業者の参加による商業ベースでのサービス提供に委ねている例も少なくない。

ウェストミッドランズのブラッドフォードにつくられた *Saltaire Workshops* の場合、商工会議所が働きかけて建設プロジェクトチームがつくられ、地元自治体が資金を融資し、NEB や ICFC、バークレイ銀行の出資で事業を軌道に乗せ、地域の古い建物を長期賃借し、地方の助成金を得てこれを改装して延べ5万2千平方フィートのワークショップにし、計108区画、3万7千平方フィートを1983年より貸し出したのである。テナント料は1平方フィート当り平均£2.79、小規模区画については£4.50～£5.00となっている。ここでは主体の制約から、共用サービスとしてはオフィスのみが設置され、コピーやタイプ、電話応対などの事務サービスは有料制となっており、その他の食堂、記帳などのサービスは入居した企業自体の事業活動に任されている。DTI の中小企業カウンセラーも入居しており、バークレイ銀行も金融診断に応じている。

入居した企業の多くは創業1、2年程度で、従業者2人以下である⁽⁷⁸⁾。

南東イングランドのエセックス・チェルムスフォードにつくられた *Globe House Workspaces* は、開発地域や都市問題地域の指定も受けていないところで、自治体の独力でつくられた「ビジネスセンター」タイプである。

チェルムスフォード市は中心部にあった巨大な元ベアリングメーカー本社工場の1階をリースし、ワークショップとして提供することにした。上の2階から4階はエセックス州と MSC が利用している。建物の構造は事務所向きで、これを改装して200平方フィートから750平方フィートの29スペース、計1万6千7百平方フィートとし、85年から貸出を始めている。この場合も共用サービス提供よりもオフィス業務にかかわる事業を入居させるこ

とで、運営の負担を軽減している。テナント料は平方フィート当り年£3, サービス料と地方税(レート)が各£1ずつとなっており、地域の相場と同じくらいの水準である。それでもこのワークスペースの特徴となっているのは、若い事業を入れるべく選抜すること、運営に当たっている LEA (市が全額出資) の担当者が日常的な相談や入居者の会合、展示会などの任に当たっており、さらにアドバイス体制の充実が図られていることである。入居希望は多く、賃貸料でほぼ必要なコストはカバーされている⁽⁷⁹⁾。

公営ワークショップなどの提供が、新規開業者には相当な助けとなっていることはまちがいない。後でみるように、「自己資金ゼロ」で始めるなどということも、こうした場と共用設備などがあればこそ可能になっているのであり、また指導員の常駐は新規開業者にとって大きな励ましになっている。同じ屋根の下に似たような境遇と目標をもつ者が集まっていることは、連帯感を育てているし、それぞれの営業活動が助け合っている部分も少なくない。対事業サービスの事業や印刷業にとっては、そこがまず第1の市場・得意先になる。

しかし、ワークショップの形態や方式、特徴もそれぞれかなり異なっているし、最近では事業の「採算性」が強調される傾向にもある。また、こうした集合が「企業集団」としての結びつき、目的意識的な共同事業や協力体制を作り出しているという動きはほとんど見られない。「コミュニティ」が重視される場合も、事業者や地域住民の力で、ともかくこうした場所をつくり、運営するまでの「共同性」が注目されるのである。しかし、今後はこうした場が、有機的な分業協力や共同開発、市場開拓などの足がかりになっていく可能性はあろう⁽⁸⁰⁾。

(71) S.Q. Wicksteed: *Case Studies of Two Managed Workshop Schemes*, HMSO, 1985.

(72) Department of Environment: *Managing Workspaces*, HMSO, 1987.

(73) Nabarro, et al., *op cit.*

(74) 'Start-ups in search of suitable premises', *Financial Times*, 14 April

英国における「中小企業政策」と「新規開業促進政策」(1) (三井)

1987; Department of Environment, *op cit.*

- (75) Ambler, M. & Kennett, S.: *The Small Workshops Scheme*, HMSO, 1985; Nabarro, et al.: *op cit.*
- (76) こうしたワークショップづくりの基礎になっているものが「コミュニティビジネス」である。
- (77) これらの事例については、現地訪問調査ならびに提供された資料による。
- (78) S. Q. Wicksteed, *op cit.*
- (79) Department of Environment, *op cit.*, ならびに現地訪問による。
- (80) 全国各地のワークショップの設置運営にかかわっている人々が、「全国マネージドワークスペースグループ」(NMWG) という団体を結成し、機関誌発行など情報交換と交流を行っている。その当面の目的は、財政援助の実現、ワークショップの提供サービスの調整向上、EAS の改善など中小企業への金融援助の拡大、である。

(未完 以下次号)